

市民活動促進基本計画

～協働のまちづくりを目指して～



下 関 市

目次

(ページ)

第1章．計画策定の背景と趣旨

- 1．計画策定の背景 1
- 2．計画策定の趣旨 2
 - ・計画の位置づけ・体系 3

第2章．計画の定義

- 1．計画の基本姿勢 5
- 2．計画の期間 5
- 3．計画の対象区域 5

第3章．これまでの取り組み

- 1．年次報告概要 6
- 2．市民と市民のパートナーシップ事例紹介 14

第4章．市民活動の現状と課題

- 1．市民意識 21
- 2．市民活動団体意識 23
- 3．市民活動を促進する上での課題 26

第5章．施策展開の方向

- 1．市民活動を促進する情報の収集及び提供 28
- 2．市民活動の場の提供 29
- 3．市民活動のネットワーク化の促進 30
- 4．市民活動を側面的に支援する助成制度の実施 31
- 5．市職員の市民活動への参加促進 32
 - ・施策展開の方向 体系図 33

第6章．計画の推進

- 1．計画推進の体制 36
- 2．進行状況の把握・確認 36
- 3．施策・事業の評価 36
 - ・推進体制 37

参考資料

- 下関市市民協働参画条例 39
- 下関市市民協働参画条例施行規則 43

第1章 計画策定の背景と趣旨

第1章 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景

今日、私たちの生活を取り巻く社会環境は、少子高齢化や著しい情報化、地方分権の進展など、市民生活に密接に関わる場面で大きな変化を経験しています。

一方、市民の価値観はそうした変化に伴い多様化・個性化が進んでおり、また、国・地方の財政状況は依然として厳しい状況におかれている中で、行政がこれまで提供してきた、行政サービスの水準を維持することが困難になりつつあります。

このように社会環境や住民意識が変化してきている状況にあって、市民活動¹が、その特性である先駆性・多様性を生かし、まちづくりや社会参加を通じて地域資源の有効活用により諸課題を解決し、市民が必要とするサービスを提供する主体として、大きな役割を果たすものと期待されております。

本市においても、様々な形で市民活動が活発化しており、市内の市民活動団体紹介シート²提出団体数は、平成17年4月現在で約150団体を数え、その活動は、福祉、まちづくり、こどもの健全育成、環境保全など様々な分野に広がりを見せています。

こうした変化の時代にある中で、市民の活動をこれからの地域をになう大きな柱としてとらえ直し、市民活動を促進することにより、市民と行政が協働して公共サービスの充実を図ることが、これからのまちづくりのための重要な要素となると考えられています。

1 市民活動

「下関市市民協働参画条例」では、市民活動を「自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、(中略)地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」と定義している。

2 市民活動団体紹介シート

下関市NPO等支援センターでは、市内の市民活動団体の活動を把握し、広く市民に紹介するため「団体紹介シート」の提出をお願いしている。団体紹介シート提出団体へは、市民活動に関する情報を提供するとともに、提出されたシート記載内容に基づき、下関市NPO等支援センターのホームページ等で活動に関する情報を公開している。

2 計画策定の趣旨

本市では、下関市市民協働参画条例（愛称：下関パートナーシップ条例）を施行し、市民の市政への参画を促進するため「市民と行政のパートナーシップ」、市民のまちづくりへの参画を促進するため「市民と市民のパートナーシップ」の2つの柱をもって協働関係の構築及びパートナーシップの確立に向け取り組みを進めてきました。

市民活動促進には、まちづくりに自主的に取り組む公益的活動を育成し、活動の主体となる市民一人ひとりが自主的かつ主体的に市民活動に取り組める環境を整備することにより、市民活動が公益的サービスを提供する担い手となることを期待するとともに、市民と市民のパートナーシップの実現により、市民参画型社会システムのための基礎を築く目的があります。

また市民も、市民自らがまちづくりの主役であることを自覚し、自らが暮らす社会に関心を持ち、身の回りのことについて、自ら出来ることを考え、進んで市民活動を行いまちづくりに参加していくことが求められています。

本基本計画策定にあたっては、公募委員を含め、様々な市民活動や企業活動に携わっておられる市民による下関市市民協働参画審議会を設置し、市民活動促進に向けて必要な諸施策の検討を重ね、平成17年11月に「市民活動促進基本計画策定に関する答申」として提言いただいたところです。

本基本計画は、既存の市民活動促進策等についての情報を網羅的に整理して提供するとともに、審議会答申や市民活動状況調査（アンケート調査）、パブリックコメント等の結果を踏まえ、市民活動の現状と課題を抽出することにより、施策展開の新たな方向性を示して、効果的な市民活動促進策の実施と「協働のまちづくり」を目指すものです。

計画の位置づけ・体系

下関市市民協働参画条例

市民参画型社会システムを築くための基本的なルール

市民の行政プロセスへの参画を求める「市民と行政のパートナーシップ」
市民活動を促進する「市民と市民のパートナーシップ」

平成 17 年 2 月 13 日 公布・施行
平成 17 年 条例第 134 号

下関市市民協働参画条例施行規則

条例の施行に関し必要な事項を定めたもの

市民参画の方法
公表の方法
意見等への回答
年次報告

平成 17 年 2 月 13 日 施行

下関市市民協働参画推進指針

条例の職員向けガイドライン

条例策定の背景
市民参画の手順
市民参画の実践
市民参画 Q & A

平成 17 年 2 月
平成 17 年 8 月 改定

条例逐条解説

条例をよりわかりやすく解説したもの

各条文ごとに「趣旨」と「解説」

平成 17 年 2 月
平成 17 年 8 月 改定

下関市市民協働参画審議会運営規則

審議会運営に関し必要な事項を定めたもの

市民参画の評価、審議機関
市民参画と市民活動の状況評価
市民活動促進基本計画の策定

平成 17 年 2 月 13 日 施行

下関市市民協働参画推進本部設置要綱

市民参画を総合的に推進する庁内組織

市長 = 本部長 部局長等 = 本部長
規則等の制定・改廃
市民活動促進基本計画の策定
年次報告の策定等の調整

平成 17 年 2 月 13 日 施行

市民活動促進基本計画

市民活動に関する施策の総合的・計画的推進

計画策定の背景と趣旨
計画策定の定義
これまでの取り組み
市民活動の現状と課題
施策展開の方向
計画の推進

平成 18 年 3 月 策定

市民活動促進基本計画の体系

策定の背景

今までは市民と行政の関係が一方向的
市民活動の新たな動きとパートナーシップ型行政のめばえ
市民活動促進による市民参画への道筋確保

現状・課題：社会的背景、ニーズや課題の多様化・個性化、地方分権
経緯：市民活動の活性化、市民参画の促進
解決の為の方向と位置付け：市民が主体のまちづくり、2つのパートナーシップ

策定の趣旨等

目的

市民が主体となる新しい社会システムづくり
新たな公益的サービスの提供主体
「協働のまちづくり」の実現
「自然と歴史と人が織りなす交流都市」の創造

計画の定義

基本姿勢

市民の自発的・自立的な市民活動を支援
市民と市民のパートナーシップの確立
市民意見・ニーズを踏まえて策定
社会情勢の変化を踏まえ中期的な展望で策定
広域的な市民活動に対する配慮

具体的項目

市民と市民のパートナーシップ

市民活動促進の環境整備

行政が提供しがたい公益や自らが自発的に社会的使命を実現しようとする市民や市民活動団体に対し、公平性や活動の自律性を尊重しつつ、その活動を促進する様々な環境整備を行う必要がある。

これまでの取り組み

年次報告（白書）

市民活動の現状と課題

市民活動状況調査

審議会審査・提案

施策展開の方向

市民活動を促進する情報の収集及び提供
市民活動の場の提供
市民活動のネットワーク化の促進
市民活動を側面的に支援する助成制度の実施
市職員の市民活動への参加促進

計画の推進

推進体制

市民協働参画審議会（市民）市民協働参画推進本部（行政）

進行状況把握、確認

年次報告（白書） 議会・市民によるチェック

評価

外部評価・内部評価

第2章 計画の定義

第2章 計画の定義

1 計画の基本姿勢

(1) 市民活動の主体となる市民及び市民活動団体自身が、自主的・主体的な市民活動を促進するに当たっての環境づくりのために市が策定する計画であること。

本来、市民活動は市民の自主的・主体的な活動を基にしており、独自に発展することが望ましいですが、現在のところ人材面や資金面の問題など発展を困難にする課題が存在し、その解決には、行政からのさまざまな支援が重要であると考えています。

支援策については、市民活動の自主性・主体性を尊重し、継続的な発展が促進されるよう配慮します。

(2) 市民と市民のパートナーシップの確立に向けた計画であること。

市民活動を促進し、市民参画に対する市民意識の醸成及び市民の市政への参画を促す計画です。

(3) 市民意見を踏まえた計画であること。

支援策の具体的内容については、アンケートの結果、パブリックコメントの結果、市民協働参画審議会での答申を踏まえ、市民意見の聴取に努め策定した計画です。

2 計画の期間

この計画は、平成18年度から平成22年度までの5年間を計画の期間とします。

5年間の期間は、市民活動を取り巻く社会情勢が変化し続けていることを踏まえ、中期的な展望で策定したものです。また、状況の変化に適合させるため、必要に応じて計画の期間内に見直しを行います。

平成23年度以降については、それまでの間の支援策の効果や市民活動の状況を踏まえ、次期計画を検討する中で、取り組むべき課題と具体的施策の見直しを行います。

3 計画の対象区域

原則的に下関市域を対象とします。

また、本市の中核市としての役割及び市域を越えて展開している市民活動の実態を踏まえ、より広域的な対応に配慮します。

第3章 これまでの取り組み

第3章 これまでの取り組み

1 年次報告概要（市における市民活動促進関係事業・平成16年度事業）

年次報告とは、下関市市民協働参画条例第16条 1の規定に基づく報告として作成したもので、市長部局をはじめとする実施機関に対して行った下関市市民協働参画条例施行規則第5条 2に定める報告項目にかかる状況調査をもとに作成したものです。

年次報告により、本市における市民参画および市民活動の成果や課題を把握し、施策および活動の継続や方向修正を市民協働参画審議会とともに協働して審議しております。

また、その結果を議会および市民に報告・公表することで、市民・行政の情報共有を促進し、協働の理念にもとづいた相互のパートナーシップが確立された市民参画型社会の実現、発展を図ることを目的としています。

平成16年度年次報告調査によると、市民活動を促進するための環境整備として実施された施策や市民等と協働を行った施策はのべ115事業に上り、また施策を実施した課所室は34課所室を数え、広い範囲で市民活動促進策や協働が行われています。

事業の種類としては、「市民活動団体と協力して行った事業」が28事業と最も多く、次いで「補助金等市民活動を側面的に支援する助成制度」が27事業、「市民活動団体等へ委託を行った事業」20事業などとなっており、市民と行政がパートナーとしてお互いに補完している現状がわかります。

1 下関市市民協働参画条例第16条

第16条 市長は、毎年、市民参画及び市民活動の状況について、市議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

2 下関市市民協働参画条例施行規則第5条

第5条 条例第16条の規定による年次報告に記載する事項は、原則として次のとおりとする。

- (1) 市民参画の対象とした施策及び市民参画の方法
- (2) 情報の提供と共有を行った施策
- (3) 実施機関の施策の推進に関して市民から提出された意見の件数及び回答状況
- (4) 条例第14条に規定する附属機関等における委員構成の状況
- (5) 市民活動を促進するための環境整備として実施された施策
- (6) 市内市民活動団体と協働を行った施策及び協働の方法
- (7) 市内の市民活動に関する事項

～市民と市民のパートナーシップ～ (平成16年度事業)

市民活動を促進するための環境整備として実施された施策

ア 市民活動を促進する情報の収集及び提供・・・ 12事業20施策

事務事業名称	細事業名 または目的	具体的内容	回数 件数等	補助・ 利用 団体数	担当課
男女共同参画意識啓発 事業	ぶち女性センターの運営	男女共同参画の情報提供			男女共同参画 推進室
ボランティア・NPO 活動推進支援業務	市民活動支援	助成金募集の情報提供及び取りま とめ	2	9 団体	市民文化課
ボランティア・NPO 活動推進支援業務	市民活動支援	NPO 等支援センターだより(もも しー通信)発行	4	各号 1,000 部 発行	市民文化課
児童環境づくり推進業 務推進事業	For Kids プラン 2001 啓 発事業	子育て情報誌のホームページ作成			こども課
児童環境づくり推進業 務推進事業	For Kids プラン 2001 啓 発事業	子育て情報コーナーの設置	18		こども課
生涯学習推進業務	総合的推進業務	「生涯学習まちづくり出前講座」提 供	132		社会教育課
成人教育業務	市民文化セミナー	専門的な講師による継続的な学習 を通じて、市民の文化的な教養・知 識向上	年 10 回		社会教育課
成人教育業務	市民学級	知識・技能習得を通じて住民のふれ あいの機会を提供	年 8 ~ 10 回		社会教育課
成人教育業務	P T A 地区活動	P T A 活動の推進力となるリーダ ー及び会員の資質向上を図り、P T A 地域活動を充実	年 5 回		社会教育課
家庭教育行務	家庭教育学級	幼児・児童をもつ保護者を対象に、 正しい家庭教育のあり方を研修す る機会を提供		7 幼稚園 5 小学校	社会教育課
家庭教育行務	中央市民ゼミナール	家庭と地域社会の生活を豊かにす るための、家庭生活、市民生活につ いての講座開設	年 10 回		社会教育課
家庭教育行務	思春期の子どもを持つ親の ための子育て講座	中学生の保護者を対象に、思春期 の子どもの問題行動等への対処方 法を考える機会提供			社会教育課
下関みらい塾業務	下関みらい塾事業	市内在住の子ども達を主な対象と し、第一線で活躍している方を講師 として招き、子ども達に夢を与える 講演を行う。16年度は、科学をテ ーマに様々な展示物等により子ど も達が科学に触れる機会も提供			社会教育課
下関市体育協会育成業 務	競技スポーツ推進の中心的 団体(体育協会)の強化育成	体育協会への各種情報提供	6		体育課
スポーツ少年団育成業 務	青少年の健全な心身の育成	スポーツ少年団への各種情報提供	12		体育課
生涯スポーツ振興事業	地域スポーツ活動振興業務	スポーツ振興会への各種情報提供	2		体育課
生涯スポーツ振興事業	スポーツ指導員活動業務	体育指導委員への各種情報提供	6		体育課
豊北地区成人教育業務	地区市民学級(絵本楽園)	絵本について、選び方・読み方・作 り方講習・作家の講演会の実施	年 10 回		豊北教育支所 社会教育課
豊北地区成人教育業務	地区市民学級(悠友大学)	高齢期を迎えた人々が、自らの今後 の学習の手がかりを得る場として、 また受講生間のふれあい交流の場 として設置	年 10 回		豊北教育支所 社会教育課
豊浦コミュニティ情報 プラザ管理運営業務	情報プラザ管理運営業務	大型マルチビジョン映像、インター ネット、電光掲示板での情報発信や ポスター、チラシでの情報発信			豊浦総合支所 地域振興課

イ 市民活動の場所の提供・・・・・・・・ 19事業20施策

事務事業名称	細事業名 または目的	具体的内容	利用 団体数	該当場所	減免 協力の 有無	担当課
国際交流推進事業費補助事業	日本語教室開催のため	県内在住の外国人に対する日本語講座を開催	1	カラトピア会議室	有	国際交流課
男女共同参画一般管理業務	男女共同参画推進団体との連絡推進業務	施設使用申請の提出	3	勤労福祉会館等	有	男女共同参画推進室
ボランティア・NPO活動推進支援業務	市民活動支援	市民活動支援コーナー運営(フリースペース提供)	のべ 184			市民文化課
自治会業務	地縁による団体への支援	場所の提供(連合自治会)	1団体	文化会館 市場会議室	有	市民文化課
コミュニティ施設管理業務	コミュニティ施設維持管理	自主的コミュニティ活動の促進のため施設を無償貸付	2	川中・綾羅木・新垢田コミュニティ会館		市民文化課
消費生活業務	市民活動支援	場所の提供(消費者の会)	1	文化会館 商工会館	有	市民文化課
競艇管理業務	競艇施設管理業務	イベント広場、駐車場等競艇場施設の使用許可	9	下関競艇場	有	競艇事業課
生涯学習推進業務	公民館パソコン教室業務	地域住民のパソコン技能習得への学習意欲の高まりに対応し、パソコン教室開催		公民館等	有	社会教育課
社会教育施設等管理運営業務	一般管理業務	地区文化振興を図るとともに、生涯学習の推進およびコミュニティの活動拠点としての公民館施設整備		18 公民館	有	社会教育課
家庭教育行務	婦人団体指導	婦人団体指導者の資質向上と地域活動推進	12	婦人会館 文化会館	有	社会教育課
学校外活動業務	地域ふれあい活動業務	学校週5日制実施に伴い、公民館において地域の子どもを育成する体制整備として地域交流の場を確保		17 公民館	有	社会教育課
下関市体育協会育成業務	競技スポーツ推進の中心的団体(体育協会)の強化育成	体育協会事務局設置許可			有	体育課
図書整理貸出窓口業務	読書会の開催	場所の提供	2	図書館		図書館
図書整理貸出窓口業務	おはなしのじかんの勉強会(文化の向上のため)	場所の提供	3	図書館	有	図書館
菊川地区青少年教育業務	グリーンシャワー輝き学園	体験活動を通じて子ども達にふれあいの機会を提供		菊川ふれあい会館	有	菊川教育支所 社会教育課
豊田地区成人教育業務	市民学級	知識・技能習得を通じて住民のふれあいの機会を提供		豊田生涯学習センター・ 4 公民館		豊田教育支所 社会教育課
豊田地区学校外活動業務	地域ふれあい活動業務	公民館において地域の子どもを育成する場を確保		豊田生涯学習センター・ 4 公民館		豊田教育支所 社会教育課
豊浦コミュニティ情報プラザ管理運営業務	情報プラザ管理運営業務	コミュニティ活動の場を提供すると共に、情報発信としての拠点		豊浦コミュニティ情報プラザ	有	豊浦総合支所 地域振興課
豊浦地区青少年ホーム管理運営業務	青少年ホーム管理運営業務	勤労者青少年健全育成の活動の拠点施設として場の提供		青少年ホーム	有	豊浦総合支所 地域振興課
公共施設使用料減免措置	公益増進のため	各施設設置目的にそった公益的使用に対する使用料等の減免			有	全庁

ウ 市民活動のネットワーク化の促進・・・ 2事業3施策

事務事業名称	細事業名 または目的	具体的内容	利用 団体数	備考等	担当課
ボランティア・NPO活動推進支援業務	市民活動支援	団体交流会開催	のべ36		市民文化課
ボランティア・NPO活動推進支援業務	市民活動支援	団体紹介シートによるネットワーク	153	NPO等支援センターHPにて公開。統一規格で各団体の活動状況等を紹介	市民文化課
生涯学習推進業務	ネットワークづくり	広域学習事業「関門海峡・温故知新塾」の開催 地域ふれあいボランティア・生涯学習ボランティアの募集			社会教育課

エ 補助金等市民活動を側面的に支援する助成制度・・・ 27事業35施策

事務事業名称	細事業名 または目的	具体的内容	補助 団体数	要した 経費 (千円)	備考等	担当課
国際交流推進事業費補助事業	国際交流の円滑な推進と醸成を図る	市内国際交流団体に補助金の交付	4	324		国際交流課
男女共同参画一般管理業務	男女共同参画推進団体育成業務	男女共同参画推進団体補助金の交付	2	220		男女共同参画推進室
下関パートナーシップ推進業務	協働参画の推進	ワークショップセミナーへの市民活動団体関係者の派遣	のべ8 団体	35	研修旅費実費支給	市民文化課
コミュニティ推進業務	市民の自主的なまちづくり支援	市民活動支援補助金(公益的活動への補助)の交付	24	4,453	1事業5万~60万円	市民文化課
コミュニティ推進業務	市民の自主的なまちづくり支援	コミュニティづくり市民会議補助金の交付	1	100		市民文化課
コミュニティ推進業務	市民の自主的なまちづくり支援	コミュニティ助成事業(宝くじ補助)補助金の交付	2	3,200	(財)自治総合センター主催	市民文化課
コミュニティ推進業務	市民の自主的なまちづくり支援	町民館建設事業費等補助金の交付	29	17,896	4割補助 580万円限度	市民文化課
コミュニティ推進業務	市民の自主的なまちづくり支援	町内掲示板設置費補助金の交付	11	221	4割補助2万円限度	市民文化課
芸術文化団体育成業務	芸術文化団体育成業務	文化協会運営補助金の交付	1	400		市民文化課
芸術文化団体育成業務	芸術文化団体育成業務	芸術文化団体育成補助金の交付	14	378	1件27千円	市民文化課
生きがい対策等業務	老人クラブ活動費助成業務	老人クラブ活動費補助金・老人クラブ連合会補助金(各総合支所健康福祉課所管分含む)の交付	312	17,955	単位クラブ:307、 連合会:5(各総合支所所管分含む)	高齢・障害福祉課
生きがい対策等業務	高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業	高齢者の健康づくりに資すると認められる活動を自主的に行う住民グループに対する補助金の交付	1	100		高齢・障害福祉課
児童環境づくり推進業務推進事業	母親クラブ育成事業	母親クラブ活動事業費補助金の交付	23	4,347		こども課
衛生思想普及業務	下関市快適環境づくり推進協議会補助金	下関市快適環境づくり推進協議会の運営及び活動経費補助金の交付	1	2,700		保健所総務課
精神保健福祉業務	精神保健共同作業所運営費補助金	精神障害者の生活習慣の確立と社会参加・復帰のための補助金の交付	2	14,808		保健予防課
医事業業務	市内の薬物乱用防止運動の推進	下関市薬物対策協議会補助金の交付	1	810		公衆衛生課

事務事業名称	細事業名 または目的	具体的内容	補助 団体数	要した 経費 (千円)	備考等	担当課
献血推進業務	献血を一層積極的に推進するため	下関市献血推進協議会補助金の交付	1	730		公衆衛生課
じん芥収集業務	古紙等の再生資源回収団体への支援	再資源化推進事業補助金の交付	375	20,182	旧豊浦町・豊北町が実施していた同様の制度分を含む	環境政策課
(社)下関観光コンベンション協会支援事業	コンベンション誘致推進事業	下関観光コンベンション協会への補助金の交付	1	19,004		観光振興課
しものせき観光キャンペーン推進事業	観光宣伝業務	下関観光キャンペーン実行委員会への補助金の交付	1	27,400		観光振興課
観光宣伝業務	観光宣伝業務	まつり、イベント等観光振興に帰する事業に対する補助金の交付	9	19,274		観光振興課
競艇開催業務	競艇場周辺整備事業	競艇場周辺整備事業補助金（町民館建設事業への補助金の交付）	1	557		競艇事業課
競艇開催業務	地域振興事業	周辺地区での観光促進等地域振興に寄与する事業への補助金の交付	1	1,800		競艇事業課
ふるさと保全対策助成業務	土地改良施設の機能を適正に発揮させるための地域共同活動	ふるさと水と土保全対策推進協議会	11	1,000	合併に伴い平成17年2月13日に事業廃止	農林整備課
成人教育業務	社会教育団体育成	真の心の豊かさや社会の連帯感を高めるための、社会教育団体の積極的育成	6	793		社会教育課
少年団体育成業務	少年団体育成業務	少年団体に補助金を交付し、組織基盤を強化し、自主活動を促進	2	880		青少年課
青年団体育成業務	青年団体育成業務	青年団体に補助金を交付し、組織基盤を強化し、自主活動を促進	1	180		青少年課
青少年育成地域づくり	青少年育成地域づくり	青少年の健全育成を目的として実施する各地区・校区育成協議会、ボランティア団体などへの補助金の交付	9	480		青少年課
小学校体育連盟補助	児童の体位・体力の向上と健全な心身の発達	各種大会等への補助	1	367		体育課
中学校体育連盟補助	生徒の体力・競技技術の向上とスポーツ精神の養成	各種大会等への補助	1	4,364		体育課
下関市体育協会育成業務	競技スポーツ推進の中心団体（体育協会）の育成	事務費・事業奨励費補助	1	4,138		体育課
スポーツイベント事業	全国大会等開催補助	中国大会以上の大会への開催補助金の交付	6	3,010		体育課
スポーツイベント事業	国際親善スポーツ交流大会	姉妹・友好都市とのスポーツ交流大会開催補助金の交付	7	3,430		体育課
スポーツ少年団育成業務	スポーツ少年団補助金	本部事業費・活動費等補助	1	688		体育課
生涯スポーツ振興事業	地域スポーツ活動振興業務補助金	地域スポーツ活動振興業務補助金の交付	31	5,330		体育課

オ その他・・・・・・ 7事業12施策

事務事業名称	細事業名または目的	具体的内容	利用団体数	備考等	担当課
ボランティア・NPO活動推進支援業務	市民活動支援	市民活動保険の適用	34		市民文化課
ボランティア・NPO活動推進支援業務	市民活動支援	印刷機の設置	112	マスタ1枚 100円	市民文化課
ボランティア・NPO活動推進支援業務	市民活動支援	ポスタープリンターの設置	7	1枚100円	市民文化課
ボランティア・NPO活動推進支援業務	市民活動支援	ロッカーの貸付	2	1月100円	市民文化課
西華街ウォールペイントワーク事業	道路使用許可手続	道路使用許可手続	12	代理申請	港湾局企画振興課
西華街ウォールペイントワーク事業	JR高架橋下壁面使用許可	文書取り交し(協定等)	1	年度毎	港湾局企画振興課
スポーツ少年団育成業務	スポーツ少年団事務局	本部事務局の設置		職員1名	体育課
生涯スポーツ振興事業	スポーツ指導員活動業務	体育指導委員協議会事務局の設置		職員1名	体育課
生涯スポーツ振興事業	生涯スポーツ振興	レクリエーション協会事務局の設置		職員1名	体育課
豊北地区生涯スポーツ振興事業	万歩クラブ	各地に赴き10Km前後の距離を歩きながら、親睦を深めるクラブの設置			豊北教育支所 社会教育課
豊浦地区自治会業務	豊浦町自治会連合会活動支援	自治会連合会事務局の設置		職員4名	豊浦総合支所 地域振興課
豊北地区自治会業務	新組織に関する支援	自治会連絡協議会事務局の設置		職員3名	豊北総合支所 地域振興課

市民等と協働を行った施策及び協働の方法

ア 市民活動団体等へ委託を行った事業・・・・・・ 20事業26施策

事務事業名称	細事業名 または目的	具体的内容 (委託内容)	委託 団体数	委託金額 千円	担当課
一般企画・調整業務	いしん150構想関連業務	維新発祥の地・下関の普及啓発	1	3,000	企画課
男女共同参画意識啓発業務	男女共同参画意識啓発業務	講演会等の開催	1	500	男女共同参画 推進室
自治会業務	市報等配布業務	市報及び市からのお知らせ等を住民へ周知	26	76,553	市民文化課
消費生活業務	市民生活意識動向調査業務	市民の生活に対する意識動向と実態についての調査	1	250	市民文化課
市芸術祭業務	市芸術祭業務	より高度な芸術文化活動の成果発表の場となる市芸術祭の開催・運営を委託	1	3,420	市民文化課
地区文化祭業務	地区文化祭業務	市民の身近な芸術文化活動の成果発表の場となる地区文化祭の開催・運営を委託	18	3,240	市民文化課
文化事業推進業務	朝鮮通信使行列再現事業	韓国の若者たちからなる使節団を招聘し日韓文化交流事業として朝鮮通信使行列を再現	1	2,300	市民文化課
防災対策業務	緊急地域雇用創設特別基金補助事業	避難所マップ作成等	1	1,701	防災安全課
防災ボランティア育成事業	防災業務	災害時のボランティア活動のリーダーとなる人材養成を図るため、ワークショップ形式の研修	1	395	防災安全課
身体障害者社会復帰等対策業務	手話奉仕員派遣事業	休日、夜間等常設の手話通訳者が対応できない時間帯に登録通訳者を派遣(各総合支所健康福祉課実施分を含む)	1	491	高齢・障害福祉課

事務事業名称	細事業名 または目的	具体的内容 (委託内容)	委託 団体数	委託金額 千円	担当課
身体障害者社会復帰等対策業務	手話奉仕員養成事業	市民に対して、手話の講習会を行い、ろうあ者に対する正しい理解と手話のできる市民を養成(各総合支所健康福祉課実施分を含む)	1	360	高齢・障害福祉課
身体障害者社会復帰等対策業務	要約筆記奉仕員派遣事業	会議、演劇等で手話のわからない難聴者等に対し、内容を記述し通訳する筆記者を派遣	1	1,020	高齢・障害福祉課
身体障害者社会復帰等対策業務	要約筆記奉仕員養成事業	市民に対して、要約筆記の講習会を行い、ろうあ者に対する正しい理解と要約筆記のできる市民を養成	1	360	高齢・障害福祉課
健康推進委員活動業務	健康推進委員活動業務委託	声かけ訪問・健康相談等助・普及啓発活動	1	5,895	保健予防課
リサイクルプラザ管理運営業務	リサイクルプラザ管理運営業務	しものせき環境みらい館啓発棟運営委託、リサイクルの啓発	1	14,326	クリーン推進課
観光宣伝業務	観光宣伝業務	臨時観光案内所開設委託	1	7,146	観光振興課
河川施設等維持管理業務	委託業務	砂子多川ほたる公園内でボランティアにより蛍を飼育している勝山ホテルを守る会へ、公園内の清掃等の委託	1	105	河川課
河川一般管理業務	報償費	市内の河川海岸愛護推進委員会が実施する清掃に対して、年間1団体あたり24千円の報償費を支出	32	768	河川課
西華街ウォールペイントワーク事業	壁面塗替え	ボランティアを募り、毎月壁面を塗り替える(報償費を支出)	12	600	港湾局企画振興課
子どもの日業務	馬関っ子フェスティバル	「子どもの日」を祝い、子どもたちによる親睦行事、少年団体の活動を紹介	1	210	青少年課
青森子ども交流業務	青森子ども交流	本州の最西端と最北端に位置する両市の子どもたちが相互親善交流を促進	1	1,136	青少年課
競技スポーツ推進事業	スポーツ指導者養成	競技スポーツ指導者養成講習会開催	1	250	体育課
競技スポーツ推進事業	朝日駅伝競走選手選考大会運営	下関市選手団の選考会開催	1	85	体育課
生涯スポーツ振興事業	各種レクリエーションスポーツ行事及び大会の実施	ニュースポーツ普及大会競技運営	1	100	体育課
生涯スポーツ振興事業	各種レクリエーションスポーツ行事及び大会の実施	市民体力テスト会開催	6	240	体育課
生涯スポーツ振興事業	各種レクリエーションスポーツ行事及び大会の実施	下関市レクリエーション大会競技運営	1	120	体育課

イ その他市民活動団体と協力して行った事業・・・28事業35施策

事務事業名称	細事業名または目的	具体的内容 (委託内容)	協力者数 (個人)	協力 団体数	担当課
市報編集・発行業務	市報の市民参加	市報「みらい」15日号「VOICE 東西南北」のコーナーへの記事提供	15		広報広聴課
市報編集・発行業務	子ども市報への市内児童参加	子ども市報への記事提供	36		広報広聴課
日本女性会議準備業務	2006年に下関市で開催	実行委員会と共に開催準備を実施	約250		男女共同参画推進室
文化事業推進業務	朝鮮通信使行列再現事業	行列再現参加者の募集	50		市民文化課
文化事業推進業務	朝鮮通信使行列再現事業	運営スタッフとして市民ボランティアの募集	10		市民文化課
文化事業推進業務	朝鮮通信使行列再現事業	写真コンテスト参加者の募集	22		市民文化課
郷土出身者顕彰業務	毎日映画コンクール(田中絹代賞)	授賞式等で連携(田中絹代メモリアル協会)		1	市民文化課
市民会館管理運営業務	コンサートINシティホール	市役所ロビーで実施するコンサートINシティホールの出演協力	13		市民文化課

事務事業名称	細事業名または目的	具体的内容 (委託内容)	協力者数 (個人)	協力 団体数	担当課
交通安全下関市対策協議会業務	交通安全イベント	啓発用品の配布	10	10	防災安全課
違法駐車等防止対策	違法駐車パトロール	重点地域3箇所での啓発活動	24	6	防災安全課
市民サービス一般管理業務	キッズスペースの設置	週一日数時間、ボランティア3名程度で来庁者のお子さんに絵本の読み聞かせ等実施		1	市民サービス課
病院ボランティア受入業務	患者サービスの向上を図るもの。	外来案内や図書貸出を行い、患者サービスを実施	10		中央病院事務局 経営管理課
ロビーコンサート開催業務	患者及び見舞い客を慰問するもの。	クリスマスコンサート、青島音楽隊によるイベントの提供を実施	38	3	中央病院事務局 経営管理課
児童環境づくり推進業務推進事業	ブックスタート推進事業	ブックスタート会場にて親子への絵本の読み聞かせや説明を実施	136		こども課
衛生思想普及業務	衛生思想普及業務	下関市快適環境づくり推進協議会を通じて啓発活動(チラシの配布)の実施		45	保健所総務課
動物管理対策業務	動物管理対策業務	動物ふれあいフェスティバル会場における動物の譲渡会の手伝い	15	2	保健所総務課
健康づくり推進業務 (保健栄養対策事業)	保健栄養対策業務	みんなの健康のつどいの開催	15	1	保健予防課
環境美化推進事業	下関のバースデー・クリーン大作戦	全市体制でごみ拾いを実施	16,121	117	環境政策課
環境美化推進事業	アダプションプログラムに関する業務	公共施設をボランティアに管理してもらう(ごみについては回収)	1,004	15	環境政策課
フィルム・コミッション事業	フィルム・コミッション業務	映画などのロケ支援		12	観光振興課
壇之浦古戦場跡整備事業	観光案内板制作	案内板のデザインコンペに係る審査	2		観光施設課
園芸センター勝山苗ほ場管理業務	草花苗栽培業務	栽培した花の苗を希望団体に配布し、花にあふれた街づくりの実施		258	観光施設課
競艇場開催業務	競艇場運営業務	競艇場内食堂・売店等の運営に周辺の自治会や福祉団体が参画		1	競艇事業課
都市景観形成推進事業	ボランティアロード維持管理	ボランティアによる国道2号・9号の花壇管理及び国道191号の清掃協力	504		都市計画課
公園維持管理業務	公園愛護会	年3回以上の除草作業、月1回以上の清掃作業		205	公園緑地課
街路樹維持管理業務	街路樹愛護会	年6回以上の除草作業、月1回以上の清掃作業		45	公園緑地課
瀬戸内・海の路ネットワーク推進業務	瀬戸内海の環境美化	清掃活動等	350		港湾局総務課
生涯スポーツ振興事業	市民ウォーキングの集い	ウォーキング運営協力	48		体育課
図書整理貸出窓口業務	「おはしのじかん」の実施	土曜日、読み聞かせを実施	1	6	図書館
図書整理貸出窓口業務	「おはなしのじかん」公開講座	年2回読み聞かせ、詩、手あそびなど実施	1		図書館
図書整理貸出窓口業務	としょかんまつり	おはなしグループのおはなし会		11	図書館
図書館視聴覚ライブラリー貸出業務	公開講座の実施	蓄音機で聴く昭和流行歌の歴史	1		図書館
図書館視聴覚ライブラリー貸出業務	CD下関なつかしの唄制作業務	歌詞解説ほかSPレコードCD事業への協力	1		図書館
菊川地区ごみゼロキャンペーン	ごみゼロキャンペーン(環境美化推進業務)	空き缶、紙くず等のゴミ拾い清掃を行い、併せて不法投棄の防止運動の周知啓発の実施	66	3	菊川総合支所 市民課
豊浦地区ふるさとづくり推進業務	ふるさとづくり推進業務委託実施	ふるさとづくり推進事業の実施 地域づくり事業、コミュニティ活動 助成事業の実施		20	豊浦総合支所 地域振興課

2 市民と市民のパートナーシップ事例紹介

- ・市民活動を促進するための環境整備として実施された施策
事例紹介 ア 市民活動を促進する情報の収集及び提供

下関市 NPO 等支援センターだより(ももしー通信)発行 (ボランティア・NPO活動推進支援業務)

(概要)下関市 NPO 等支援センターでは、ももしー通信(NPO 等支援センターだより)を発行し、市民活動に関するお知らせ、市民活動団体の活動紹介、イベント等の情報など掲載しています。

発行回数:年4回 4月、7月、10月、1月発行

発行部数:各号 1,000 部

配布方法:「団体紹介シート」提出団体には郵送 各総合支所、各支所・公民館、各図書館等に設置



第1号 2004春号

- * H15 市民活動アンケート結果
- * パートナーシップ交流会
- * 団体紹介
ふれあいクラブ、しおかぜ文庫
下関虹の会など12団体を紹介



第2号 2004夏号

- * 市民活動パネル展開催
- * 市民活動支援コーナー活用術
- * 団体紹介
NPO 法人福祉事業振興会
海峡倶楽部など5団体を紹介



第3号 2004秋号

- * H16 市民活動支援補助金決定
- * H15 年次報告
- * 団体紹介
馬関シネクラブ、下関老人大学
受講生友の会など4団体を紹介



第4号 2005冬号

- * 支援補助金後期交付決定
- * 知っ得情報パート
- * 団体紹介
グループいなほ、くまのこ文庫
など4団体を紹介

問い合わせ先 下関市NPO等支援センター

Tel 0832-31-1826(直通)

Fax 0832-31-1809

E-mail skshimin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

事例紹介

イ 市民活動の場所の提供

市民活動支援コーナーの運営（ボランティア・NPO活動推進支援業務）

(概要) 市民や市民活動団体に市民活動に関する情報の収集、交流の場及び会報などの印刷作業の場を提供しています。

交流スペース

情報交換や交流の場、印刷等の作業の場、ちょっとした会議にも利用できます。

市民活動関連の書籍の閲覧・貸し出し

NPO・ボランティア関連の図書を閲覧・貸し出ししています。(児童図書も置いています)

情報掲示板等の設置

市民活動団体の活動状況や催し物、仲間の募集等、掲示できるスペースを設けました。

印刷機の設置

会報やチラシ作り等にご利用いただけます。

ポスタープリンター

A4サイズの原稿をA1サイズにプリントすることができます。A4サイズを横長に繋げると長尺のプリントもできます。

貸ロッカー

印刷のための用紙・文房具用品等団体の荷物が保管できます。申し込み月から最長当該年度末まで利用することができます。

情報ボックス

『団体紹介シート』提出団体1団体に1つのボックスを用意しています。ご利用は無料です。



下関市市民活動支援コーナー

〒750-0043 下関市東神田町9番1号 下関市民センター内

Tel 0832-31-9616 Fax 0832-35-0334

開館時間 火～金曜日 午前9時～午後8時30分 土・日曜日・祭日 午前9時～午後5時
休館日 毎週月曜日・年末年始(12月29日～1月3日)

問い合わせ先 下関市NPO等支援センター

Tel 0832-31-1826(直通) Fax 0832-31-1809

E-mail skshimin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

事例紹介

ウ 市民活動のネットワーク化の促進

団体交流会(パートナーシップ交流会)の開催 (ボランティア・NPO活動推進支援業務)

(概要)市民活動団体間の交流を促進し、より一層活動の幅を広げていただくため、意見交換・活動発表を年に2～3回開催しています。



平成16年5月13日(木)18:30～20:30

於 市民活動支援コーナー(下関市民センター内)

26団体34名参加

平成16年度第1回目のパートナーシップ交流会は、新設された市民活動支援補助金の説明をした後、活動紹介、イベント等のお知らせなど各団体に発表してもらいました。



平成16年10月20日(水)18:30～20:30

於 市民活動支援コーナー(下関市民センター内)

10団体14名参加

市民活動支援補助金助成団体「キラキラ キッズ」による活動発表後、新しく設置予定の市民活動支援施設について意見等伺いました。



問い合わせ先 下関市NPO等支援センター

Tel 0832-31-1826(直通) Fax 0832-31-1809

E-mail skshimin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

事例紹介

エ 補助金等市民活動を側面的に支援する助成制度

市民活動支援補助金（コミュニティ推進業務）

(概要)市民の自主的かつ主体的なまちづくりを推進するため公益的な市民活動を助成する制度です。(平成16年度新設)

補助対象者

市民協働参画条例に定める市民活動団体であって、その組織の運営に関し会則等の定めを有する団体。

補助対象事業

補助対象団体が市内において行う公益的な事業で下記別表に掲げる項目に該当する事業（事業によっては補助対象外となる場合あり）

補助金の額等

事業収入・対象外経費を除いた算定基礎額が20万円以下の場合には100%補助(最低5万円)、それ以上は60%を補助。(限度額60万円)

16年度実績

24団体へ補助

活動分類による内訳:まちづくり7団体 環境保全3団体 福祉7団体 文化振興2団体
子ども健全育成3団体 地域安全1団体 **計24団体 総額 4,453千円**



<別表：補助対象事業>

保健，医療又は福祉の増進を図る活動
社会教育の推進を図る活動
まちづくりの推進を図る活動
学術，文化，芸術又はスポーツの振興を図る活動
環境の保全を図る活動
災害救援活動
地域安全活動
人権の擁護又は平和の推進を図る活動
国際協力の活動
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
子どもの健全育成を図る活動
情報化社会の発展を図る活動
科学技術の振興を図る活動
経済活動の活性化を図る活動
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
消費者の保護を図る活動
前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡，助言又は援助の活動

問い合わせ先 下関市市民部市民文化課

Tel 0832-31-1830(直通) Fax 0832-31-1809

E-mail skshimin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

事例紹介 オ その他

市民活動保険 (ボランティア・NPO活動推進支援業務)

(概要) ボランティア活動など市民活動を側面から支援するため、平成14年4月から加入。活動中の思わぬ事故により指導者及び参加者等が傷害を被ったり、損害賠償責任を負ったりした場合、保険会社より保険金が支払われます。

対象になる活動:市内に活動の拠点を置き、5名以上の市民により自主的に組織された市民団体等が本来の仕事を離れて自主的に無報酬で行う、継続的、計画的、公益性のあるさまざまな活動が対象になります。ただし、政治、宗教、営利を目的とするものは除きます。

対象活動の具体例

地域社会活動 自治会、婦人会活動、市報・自治会報等の回覧、掲示板貼り付け、防火・防犯活動、町内清掃活動など

青少年健全育成活動 子供会等の諸活動、防犯及び非行防止活動など

社会福祉奉仕活動 社会福祉施設援護活動、在宅老人・身障者等のホームヘルプなど

社会教育活動 市民グループ等によるスポーツ・レクリエーション活動など

その他 市主催の市民活動への参加、応援など(バースデークリーン作戦など)

対象になる事故:傷害事故 指導者や活動に参加した人が活動中に死亡、ケガをした場合

賠償責任 指導者等が活動中に参加者や第三者に損害を与えた場合

保険金額:傷害保険(1人あたり) 死亡保険金:500万円、後遺傷害保険:15~500万円、

入院保険金:日額3,000円(180日限度)、通院保険金:日額2,000円(90日限度)

賠償責任保険 身体賠償:最高1人6,000円(1事故3億円)、財物賠償:最高300万円
(1回の事故につき5,000円は免責)

入院・通院保険金は、事故日より合算して180日が限度

(事故報告件数・保険金支払額) H17.6 未現在

平成14年度 49件 2,364,000円

平成15年度 50件 2,628,200円

平成16年度 34件 1,170,032円

問い合わせ先 下関市NPO等支援センター

Tel 0832-31-1826(直通) Fax 0832-31-1809

E-mail skshimin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp



・市民等と協働を行った施策及び協働の方法

事例紹介 **ア 市民活動団体等へ委託を行った事業**

リサイクルプラザ啓発棟運營業務

(概要)「下関市リサイクルプラザ」啓発棟における各種事業を企画し、実施しています。

施設の場所：〒751-0847 下関市古屋町1丁目18番1号

連絡先：TEL 0832-52-1943 FAX 0832-52-7222(しものせき環境みらい館)

委託期間：平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

施設の開館時間：午前10時から午後5時まで

施設の休館日：毎週月曜日(休日のときは翌日以降最初の休日でない日)

12月28日から翌年の1月4日まで及び臨時休館日

委託業務内容：(1)プラザにおける年間計画の作成

・イベントの実施・・・エコフェスタ、サマー・キッズエコフェスタ、エコセミナー等の開催。

・リサイクル講座・教室の開催・・・さき織り、廃油石鹸づくり、和服のリサイクル、サンドブラスト等

(2)ごみ減量・リサイクルに関する情報提供及び啓発

・ホームページの作成による施設及び活動のPR。

・広報誌・チラシの発行による啓発活動。

・図書室の管理運営。

(3)その他

・不用品等の再生及び市民への提供。

・館内案内業務。

・運営にかかわるスタッフの募集、選定および育成。

・業務の実施報告書の提出。



問い合わせ先 下関市環境部クリーン推進課

Tel 0832-52-1943(直通) Fax 0832-52-1956

E-mail kkclean@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

事例紹介

イ その他市民活動団体と協力して行った事業

下関のバースデー・クリーン大作戦 (環境美化推進事業)

(概要) 6月の第1日曜日に市民の方々のご参加をいただき、市内の清掃活動を実施しています。

参加者に配布するもの

ごみ袋、軍手、腕章(事後回収)

市民活動保険の適用

適用されます。

参加手続き

事前であれば、自治会や会社などのグループ単位でお申し込みいただいています。

当日飛び入り参加も可能です。その場合は、集合会場へお越し下さい。

参加いただけるコース

平成17年度は、市内各地で27コースが設定されました。

毎年コースの変更が行われていますので、詳しくは環境政策課

ごみダイエット係(52-7116)までお問い合わせ下さい。

集めたごみの回収

指定の場所に可燃・不燃・資源の3分別をして集めていただきます。

市職員のサポート

当日各集合場所(始点・終点)及び伴走(一部コース)に市職員を配置、収集したごみを回収します。

実績

16年度は、16,121人の参加があり、17年度は19,487人(市職員・学校含む)のご参加で、16,851kg(推計)のごみを回収しました。



当日配布品



ごみの収集



ごみの集積

問い合わせ先 下関市環境部環境政策課

Tel 0832-52-7115(直通) Fax 0832-52-1329

E-mail kkseisaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

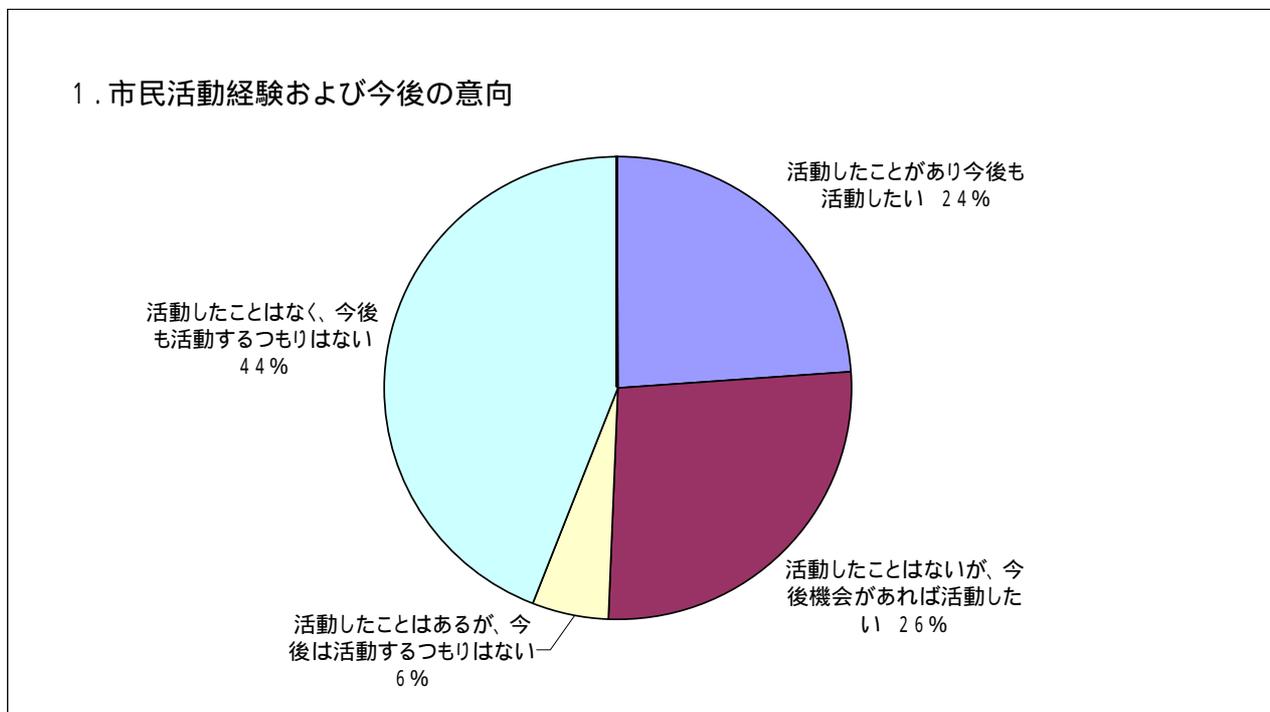
第4章 市民活動の現状と課題

第4章 市民活動の現状と課題

1 市民意識 (平成16年度市民活動状況調査より)

(1) 市民活動経験および今後の意向

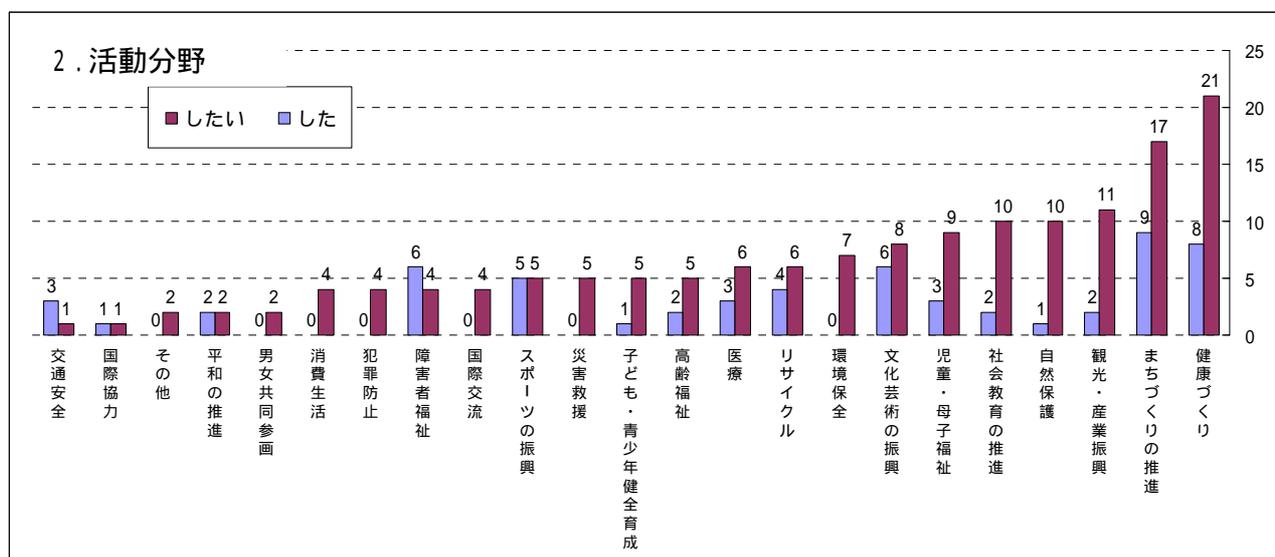
・市民活動経験者は、30%となっている。今後の意向を見ると、「活動したい」人が50%と半数が市民活動に積極的な意向を示している。



(2) 活動分野

・活動「したい」(回答合計数149)は、「健康づくり」(21)、「まちづくりの推進」(17)、「観光・産業振興」(11)の順となっている。

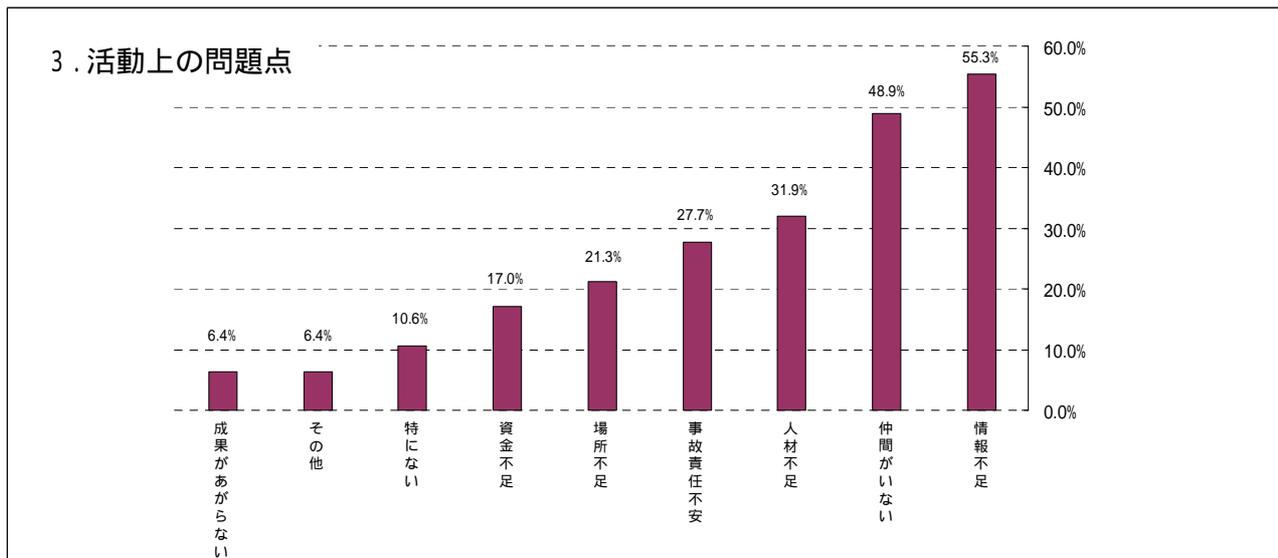
・活動「した」(回答合計数58)は、「まちづくりの推進」(9)、「健康づくり」(8)、「文化芸術の振興」(6)、「障害者福祉」(6)の順となっている。



(3) 活動上の問題点 (複数回答)

・活動上の問題点として、「情報不足」(55.3%)、「仲間がいない」(48.9%)、「人材不足」(31.9%)などとなっている。

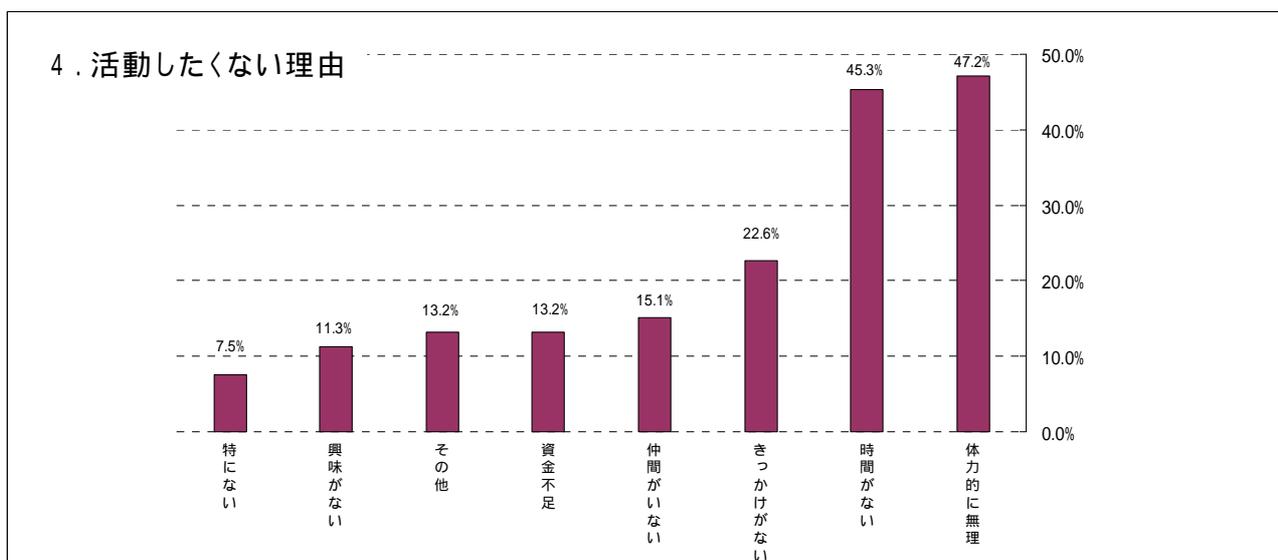
・中でも「情報」の不足が際だっており、市民活動を活性化するには、適切な情報提供が今以上に必要と言える。



(4) 活動したくない理由 (複数回答)

・活動したくない理由として、「体力的に無理」が最も多く47.2%、次いで「時間がない」45.3%、「きっかけがない」22.6%などとなっている。

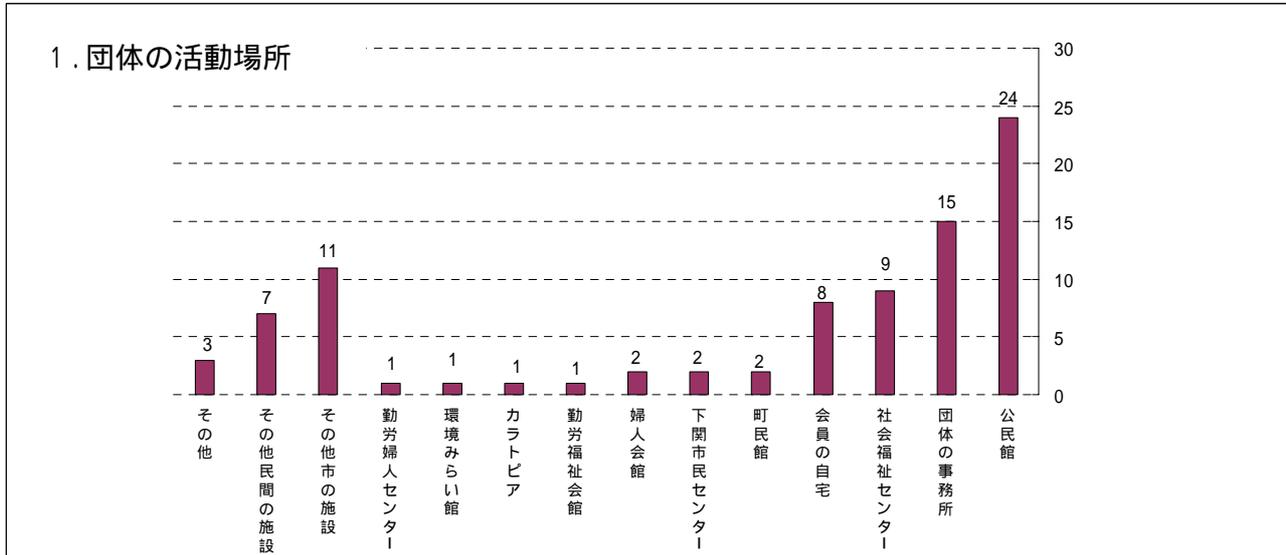
・体力不足については、比較的年齢が高い人が多く、加齢とともに活動が困難になっていると言える。



2 市民活動団体意識 (平成16年度市民活動状況調査より)

(1) 団体の活動場所

・団体の活動場所としては、「公民館」(24)、「団体の事務所」(15)、「社会福祉センター」(9)を主な活動場所としている。



(2) 団体の活動資金

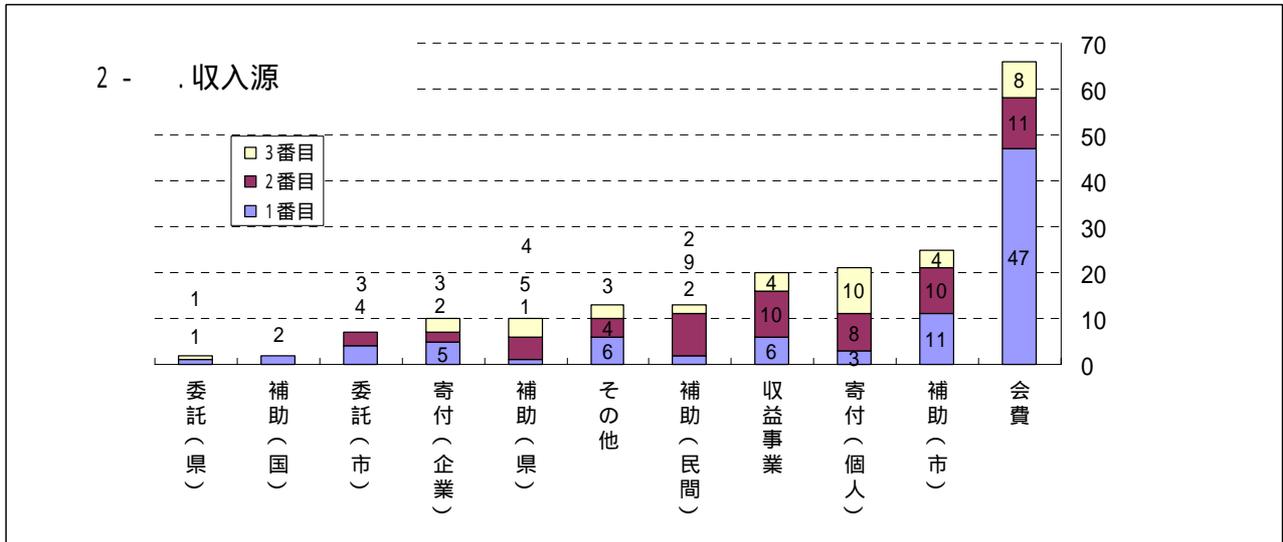
予算規模

・団体の予算規模としては、「30万円未満」が24.4%、「10万円未満」が17.8%、「100万円未満」が16.7%の順となっている。また、6割以上が年間「50万円未満」で運営している。



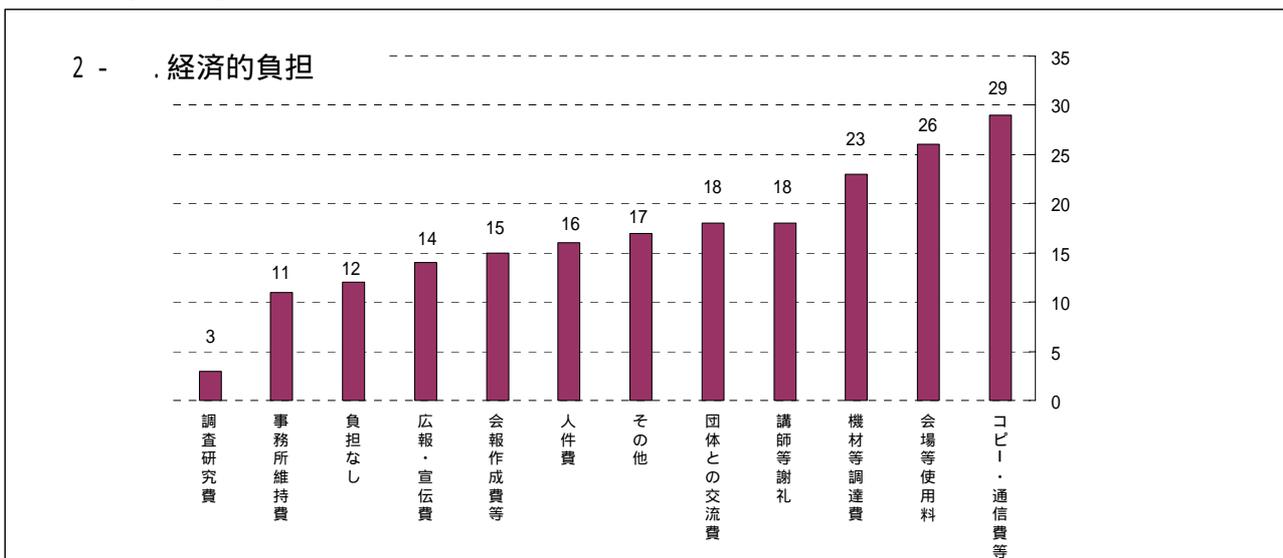
収入源

・ 会の収入は「会費」(1 ~ 3 番目合計 66) が圧倒的に多く、「市からの補助金」(同合計 25)、「個人からの寄付」(同合計 21) と続いている。



経済的負担(複数回答)

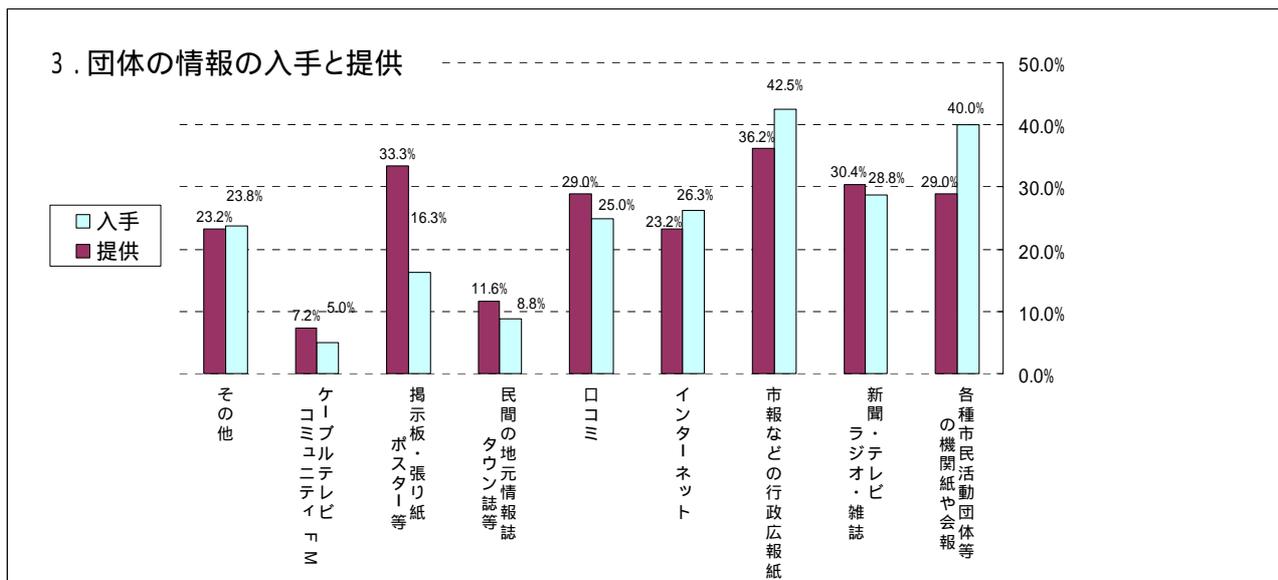
・ 経済的負担としては、「コピー代・通信費等」(29)、「会場等使用料」(26)、「機材等調達費」(23)が多い。



(3) 団体の情報の入手と提供 (複数回答)

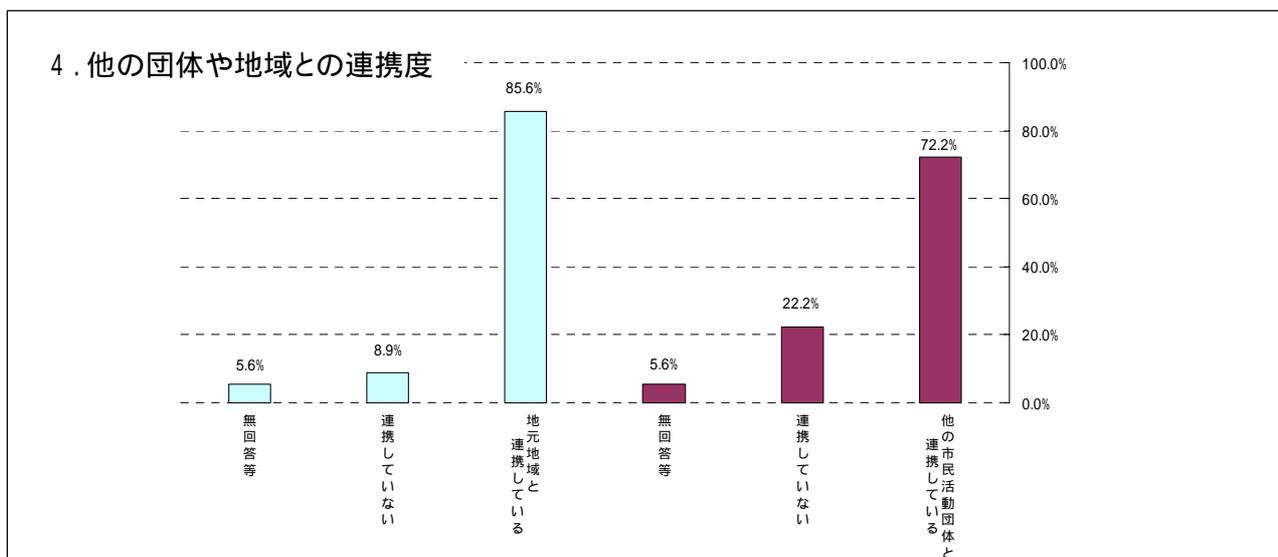
・情報の入手手法としては、「市報等」(42.5%)、「機関紙・会報」(40.0%)、「新聞等」(28.8%)、「インターネット」(26.3%)の順となっている。

・情報の提供手法としては、「市報等」(36.2%)、「ポスター等」(33.3%)、「新聞等」(30.4%)、「機関紙・会報」(29.0%)、「口コミ」(29.0%)の順となっている。



(4) 他の団体や地域との連携度

・他の市民活動団体と連携をしている団体は、72.2%であり、地元地域と連携している団体は、85.6%とともに高い連携度を示している。

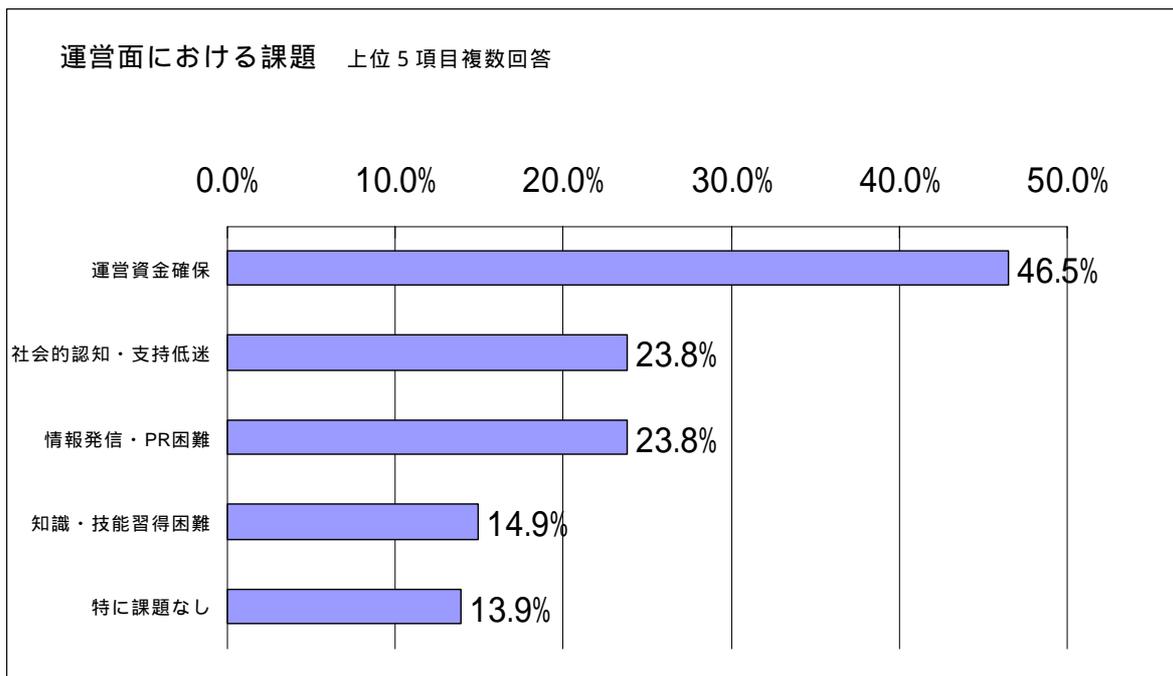
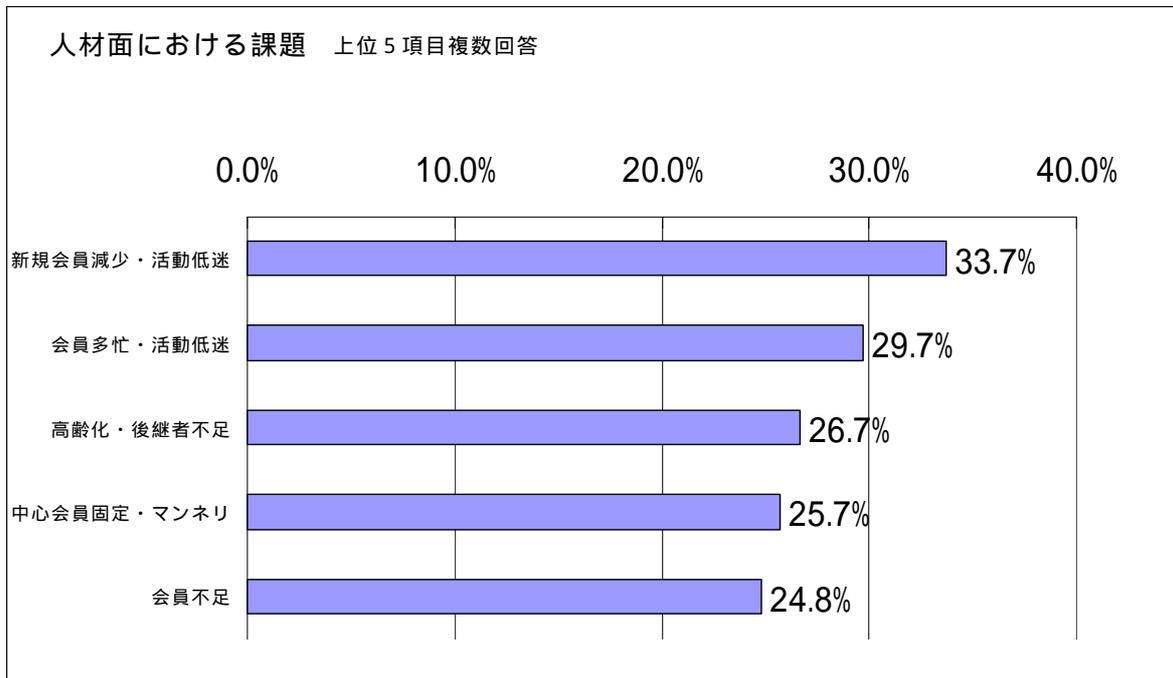


3 市民活動を促進する上での課題（平成15年度市民活動状況調査結果より）

(1) 活動上の問題点について

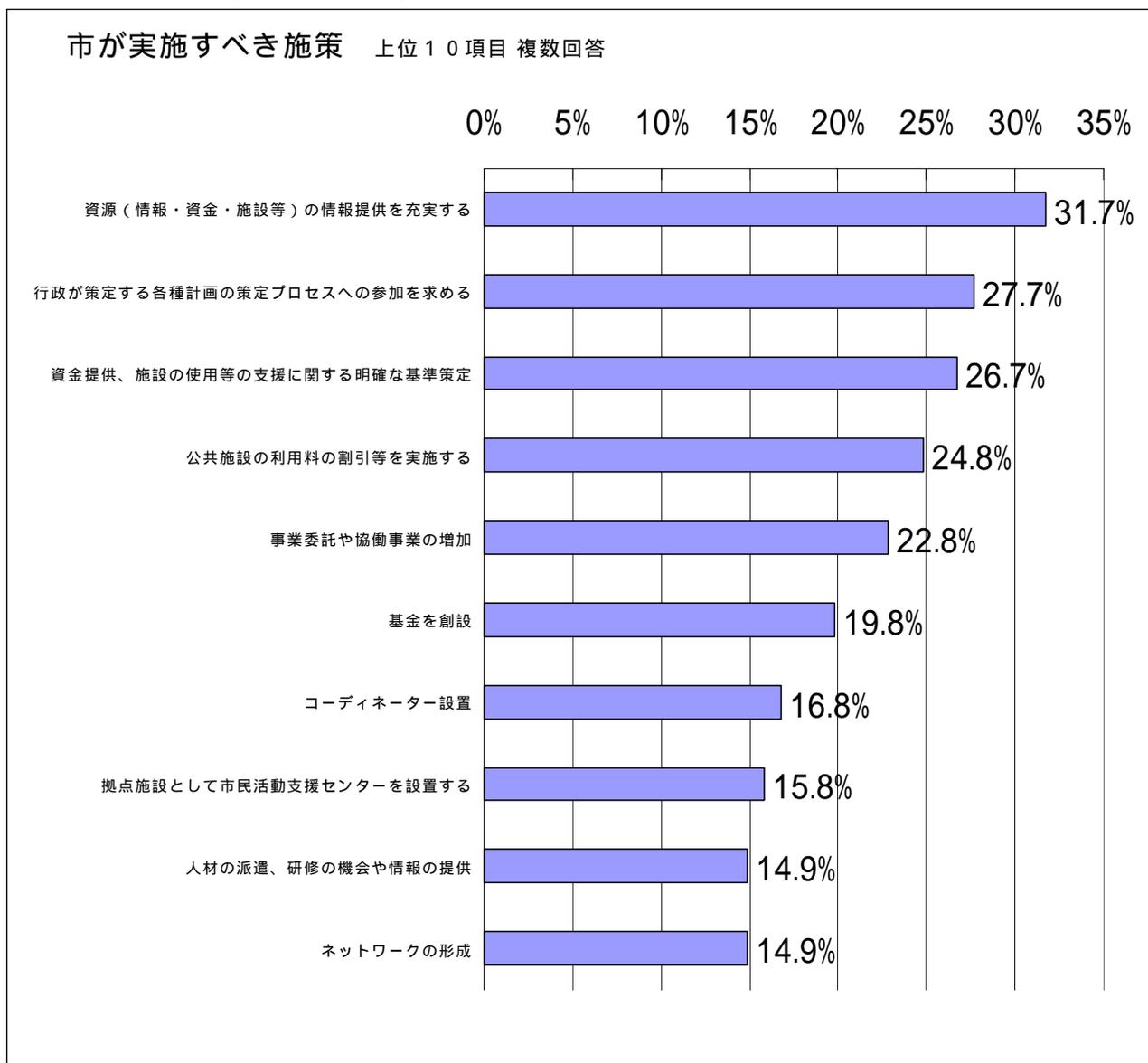
本市においては、市民活動を促進するため従来から様々な支援に努めてきました。しかしながら、市民活動を取り巻く環境について市民及び市民活動団体が問題点・課題点を抱えている現状があります。

市民意識・市民活動団体意識を見ると、人材不足、資金面、情報不足（きっかけ不足）に多くの市民・市民活動団体が問題を感じている姿がうかがえます。また、市民活動を促進するにあたって、市職員の対応が各課所室ごとに温度差があるとの市民活動団体の声も多く寄せられています。



(2) 市が実施すべき施策

市民活動団体が要望する市が実施すべき施策としては、「資源（情報・資金・施設等）の情報提供の充実」（31.7%）・「プロセスへの参加（市民参画）」（27.7%）・「支援に関する基準策定」（26.7%）の順となっています。



以上のような市民・市民活動団体が抱えている問題点・課題点、要望を踏まえ、市民活動の自主性・主体性を損なわない範囲で市民活動を促進するため、行政の支援が求められています。

本基本計画においては、上記の問題点等を総合的に勘案し、下関市市民協働参画審議会における審議のなかで活動支援策の検討を行い次章以降の施策展開の方向を定めました。

第5章 施策展開の方向

第5章 施策展開の方向

1. 市民活動を促進する情報の収集及び提供

市民活動の情報を、様々な広報媒体によって広く市民に紹介し、その活動の意義や社会的役割などについて理解や関心を深めるとともに、活動への参加のきっかけづくりとなる情報提供を行う。

また、市民活動団体や市民活動支援機関等の関係機関と連携して、市民活動に関する人材、活動拠点、助成制度等の情報を積極的に収集するとともに、個人情報保護に配慮しつつ、多様な手段により速やかに情報を提供する。

多様な広報媒体を活用した市民活動情報の発信

- (1) 市報「かがやき」等を活用した情報発信
- (2) NPO等支援センターだより「ももしー通信」を活用した情報発信
- (3) 下関市ホームページを活用した情報発信
- (4) コミュニティFM等報道機関を活用した情報発信

市民活動の理解と参加へのきっかけづくり

- (1) 公開活動成果発表会の開催検討
- (2) 生涯学習講座、セミナー、シンポジウム等の学習機会の提供
- (3) 学校等と連携した市民活動学習への参加

市民活動支援機関等との連携・情報共有

- (1) やまぐち県民活動支援センター、他県機関との連携・情報共有
- (2) 他市市民活動支援センター等との連携・情報共有
- (3) 下関市社会福祉協議会（福祉ボランティア部門）との連携・情報共有
- (4) 庁内推進体制の整備

市民活動に関するニーズの把握

- (1) 市民及び市民活動団体に対する定期的なアンケートの実施
- (2) 施設利用者からの定期的な意見聴取や日常業務における利用者ニーズの把握

2. 市民活動の場の提供

様々な分野で市民活動を促進するため、市民が自主的に活動できる場として、既存公共施設の有効活用をはじめ、市民活動拠点施設の整備等、市民活動の場の充実・強化や拠点性の向上を検討・実施する。

市民活動拠点施設の整備・管理運営

- (1) 市民活動支援コーナーの移転拡張による総合拠点施設化の実施
- (2) 拠点施設内の運営に関する市民活動団体の意見聴取
- (3) 地域的拠点施設整備の検討

公共施設の有効活用

- (1) 施設利用申請簡素化の検討
- (2) オンライン公共施設予約サービスの拡充
- (3) 施設使用料等の減免基準の公表
- (4) 公共施設情報の一元化

空き店舗・事業所、空き教室等休眠施設の有効活用

- (1) 空き店舗等の市民活動拠点化の検討及び事業者への協力要請
- (2) 小中学校等空き教室の開放、市民活動拠点化の検討
- (3) 市民活動拠点の公設民営形態の検討

備品・機材等の提供

- (1) 市民活動に要する各種備品の貸し出し制度の整備

3. 市民活動のネットワーク化の促進

市民活動が発展する過程においては、他団体・他分野との出会いや交流が図られることが重要です。

個と個をつなぎ、既存の市民活動を活性化させたり、参加の底辺を拡大させる人的交流や必要な情報を収集する機能と社会に向けて情報を発信する双方向のネットワークを整備促進します。

ボランティアネットワークシステムの整備

- (1) ボランティア活動に関する情報の集約・一元化の検討
- (2) ボランティア活動への登録制度の検討
- (3) ボランティアコーディネーターによるコーディネートの実施

市民活動団体間のネットワークの構築推進

- (1) メーリングリストを利用したネットワークの推進
- (2) 市民活動団体紹介冊子の広報・内容の充実
- (3) 市民活動団体交流会の実施及び事業委託の実施

協働コーディネーターの配置

- (1) 市民活動団体間、市民活動団体と行政の協働をコーディネートする人材配置の検討

自治会等地域コミュニティとの連携促進

- (1) 市民活動の持つ専門性・行動力と地域コミュニティの持つ地域に根ざした組織力の連携による相互の活動促進

中間支援団体の育成

- (1) 市民活動団体等の支援活動を行う市民活動団体（中間支援団体）の育成

4 . 市民活動を側面的に支援する助成制度の実施

活動を支援する助成は、市民活動が継続的に発展していくための重要な施策であることから、現在の助成制度の適切な運営を図りながら、市民活動の自主性・主体性に配慮しつつ、人材面・資金面等の基盤が弱い等の問題を抱える市民活動団体が組織的な活動を維持発展できるよう、多様性に応じた各種助成の枠組みについて整備・検討を行います。

新たな市民活動助成制度の検討

- (1) 事業公募型補助事業の拡大の検討
- (2) 補助採択・選考審査への市民委員の登用の検討

事業委託による市民活動の促進

- (1) 市民の発想、アイデアを生かした公共サービスの充実
- (2) 市民と行政との協働の促進

市民活動保険の利用促進

- (1) 市民活動の実態に即した保険制度の運営と広報の充実

市民活動を担う人材の育成

- (1) マネジメント・リーダー能力養成のための助成制度の拡充
- (2) 出前学習講座、セミナー、シンポジウム等の学習機会の提供 (1 - (2)再掲)

相談体制の強化

- (1) 市民活動に対する相談体制の強化

5 . 市職員の市民活動への参加促進

市職員は、市民活動が行政と異なった視点と独自の発想から生まれた活動であることや、先駆性・多様性等の市民活動の持つ特徴、今後のまちづくりにおいて市民活動が果たす役割を十分に認識し、各々の職務に生かすことが重要です。

市職員の研修や、市民活動への積極的な参加を促すことを通じて、市民活動への参加促進を行います。

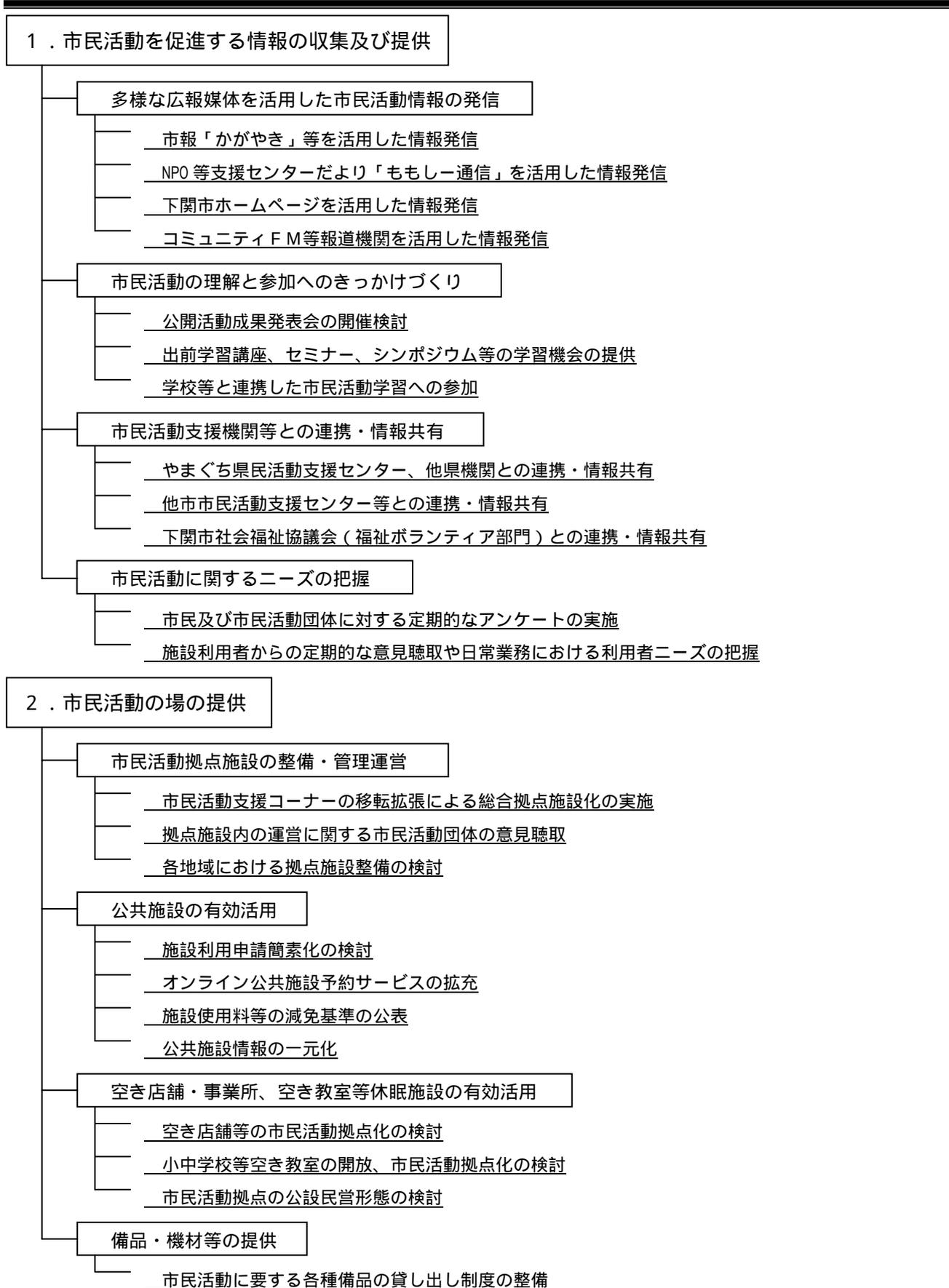
市職員を対象とした研修の拡充

- (1) 市職員としての資質の向上及び市民活動に対する共通認識の醸成促進
- (2) 管理職を中心とした集中研修の検討
- (3) 公募による職員の研修等への派遣

市職員の市民活動への参加促進

- (1) 市民活動への自主的・主体的参加の促進
- (2) ボランティア休暇（特別休暇）の取得奨励

(施策展開の方向 体系図)



3. 市民活動のネットワーク化の促進

ボランティアネットワークシステムの整備

- ボランティア活動に関する情報の集約・一元化の検討
- ボランティア活動への登録制度の検討
- ボランティアコーディネーターによるコーディネートの実施

市民活動団体間のネットワークの構築推進

- メーリングリストを利用したネットワークの推進
- 市民活動団体紹介冊子の広報・内容の充実
- 市民活動団体交流会の事業委託の実施

協働コーディネーターの配置

- 市民活動団体間、市民活動団体と行政の協働をコーディネートする人材配置の検討

自治会等地域コミュニティとの連携促進

- 市民活動の持つ専門性・行動力と地域コミュニティの持つ組織力との連携による相互の活動促進

中間支援団体の育成

- 市民活動団体等の支援活動を行う市民活動団体（中間支援団体）の育成

4. 市民活動を側面的に支援する助成制度の実施

新たな市民活動助成制度の検討

- 事業公募型補助事業の拡大の検討
- 補助採択・選考審査への市民委員の登用の検討

事業委託による市民活動の促進

- 市民の発想、アイデアを生かした公共サービスの充実の検討
- 市民と行政との協働の促進

市民活動保険の利用促進

- 市民活動の実態に即した保険制度の運営と広報の充実

市民活動を担う人材の育成

- マネジメント・リーダー能力養成のための助成制度の拡充
- 出前学習講座、セミナー、シンポジウム等の学習機会の提供（1 - - (2)再掲）

相談体制の強化

- 市民活動に対する相談体制の強化

5 . 市職員の市民活動への参加促進

市職員を対象とした研修の拡充

市職員としての資質の向上及び市民活動に対する共通認識の醸成促進

管理職を中心とした集中研修の検討

公募による職員の研修等への派遣

市職員の市民活動への参加促進

市民活動への自主的・主体的参加の促進

ボランティア休暇（特別休暇）の取得奨励

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画推進の体制

本基本計画は、中期的な展望にたつて、市民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものであり、多岐にわたる施策が含まれています。

これらの施策を総合的に調整し、効果的に実施するため、庁内における推進体制を充実するとともに、下関市市民協働参画審議会と緊密に連携して計画の推進を確保します。

庁内における推進体制

- ・市長を本部長とする「下関市市民協働参画推進本部」において、本基本計画に基づく市民活動促進諸施策について検討・調整を行い全庁的体制にて計画の推進を図ります。

下関市市民協働参画審議会

- ・下関市市民協働参画条例の規定に基づき、本基本計画の進捗状況も含め、市民活動の状況評価について審議し、施策についての意見提言等を行います。

2 進行状況の把握・確認

年次報告による進行管理

- ・下関市市民協働参画条例第16条に定める年次報告の作成・公表を通じ、市議会や下関市市民協働参画審議会をはじめ、広く市民の意見や提言を求めながら、施策の適切な立案と進行管理を行います。

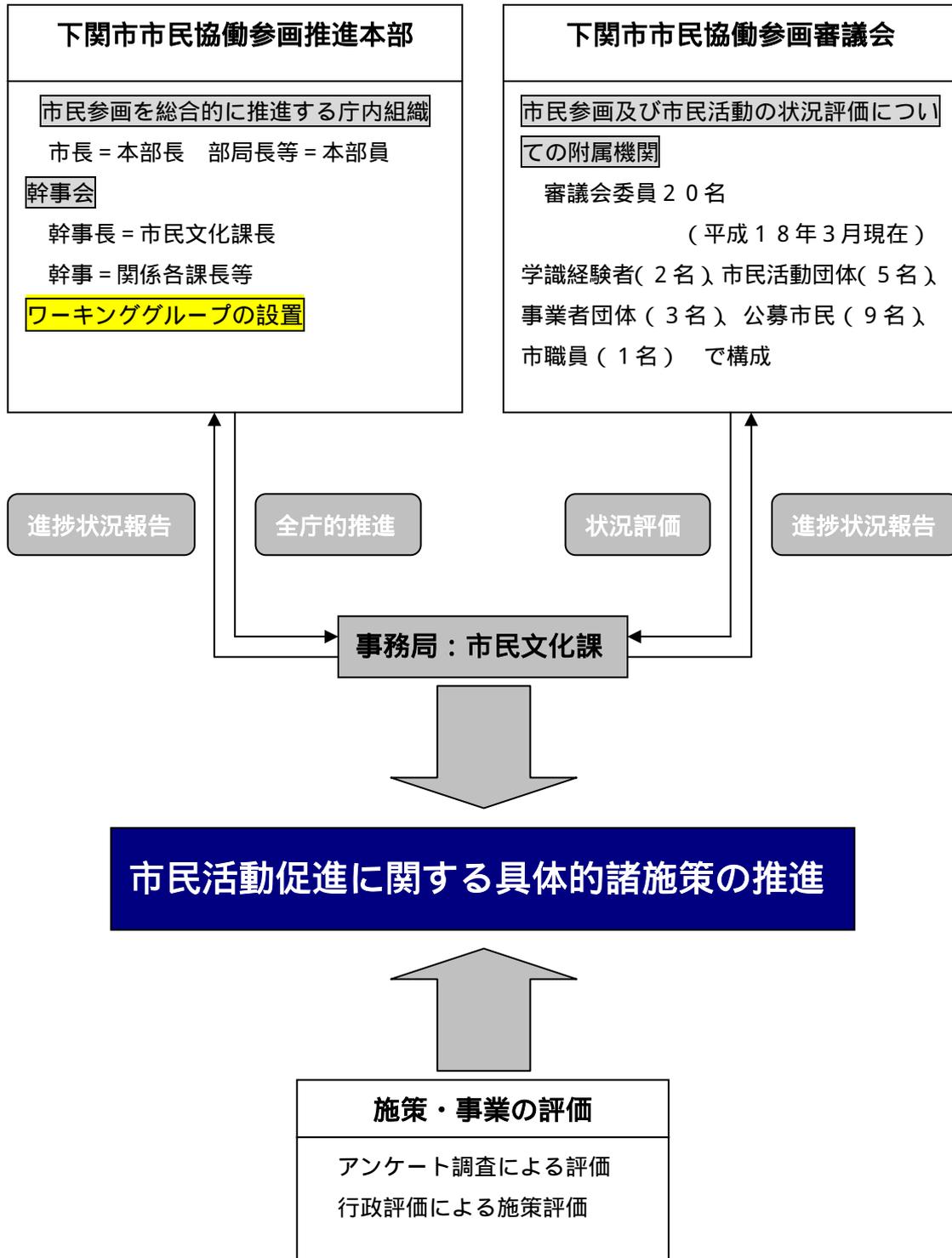
3 施策・事業の評価

外部評価・内部評価

- ・本基本計画に示す各施策や事業について、適切な評価のしくみづくり、基準づくりを進め、評価の結果を施策に反映させていきます。

推進体制

推進体制



参 考 资 料

下関市市民協働参画条例

下関市市民協働参画条例施行規則

私たち下関市民は、「海峡の恵み」と「歴史の心」に育まれた「明日への希望に燃えているまち下関」をこよなく愛しています。先人の努力のたま物であるこのまちを、「自然と歴史と人が織りなす交流都市」として築き上げ、未来の世代に引き継いでいきたいと願っています。

世の中の大きな流れの中で、私たちは、今、教育、保健、医療や福祉等子どもから高齢者までにかかわる問題、また、地域の安全、災害対策、環境保全やコミュニティづくり等住みよい環境づくりにかかわる問題、更に、人権、男女共同参画、文化やスポーツ等人々の生き方にかかわる問題等市民生活に密接にかかわる分野で様々な問題に直面しています。

市民の価値観が多様化、個性化している今日、これらの問題を自らの課題として受けとめ、市民一人ひとりが「社会のために何ができるか」と問い直し、自らの責任と役割を明らかにしながら、その解決に取り組んでいくことが大切になっています。

下関市は、「市政の主人公は市民である」という基本理念の下に、各種の審議会や運営委員会を設置するとともに、直接市民と話し合いの場を持つ等広く市民の意見を求める努力を続けています。

一方、市民の間においては、NPO活動（民間非営利組織活動）やボランティア活動、地域のコミュニティ活動等の市民活動を通して、「何かをしなければならぬ」という社会的使命感をもった活動が少なからず展開されています。

私たちは、このような状況を踏まえ、市民と行政、市民と市民が対等の関係において、それぞれの英知を集め実践力をつなぎあい、「協働」する「市民参画」という新しい社会システムを築き、「自然と歴史と人が織りなす交流都市」を創造することを願い、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、市民参画という新しい社会システムの推進に関する基本理念及びその実現に関する基本的な事項を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市が、良きパートナーとして役割を分担し、公益の増進を協働して図ることにより、快適な環境を有する都市の創造に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、及び協力して行動することをいう。
- (2) 市民参画 市民及び市民活動団体（以下「市民等」という。）が市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的かつ自律的にかかわること並びに市民等がまちづくりのために協働することをいう。
- (3) 市民活動 自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）別表に掲げる活動又は地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。
- (4) パートナーシップ 協働を実現するための友好的な協力関係をいう。
- (5) 市民活動団体 組織的かつ継続的に市民活動を行うことを主たる目的とする団体であり、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこ

れらに反対することを目的とするもの

エ 営利を目的とするもの

(6) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

(7) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。

(基本理念)

第3条 市民等及び市は、協働の関係を構築し、相互のパートナーシップが確立された市民参画型社会の実現及び発展に努めるものとする。

2 市民等及び市は、市民参画を推進するため、それぞれが有する情報の提供及び共有に努めるものとする。

3 市は、市民参画に対する市民意識の醸成及び市民活動の促進に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自発的かつ自律的に市民参画に関する理解を深め、自らが暮らす社会に関心を持ち、身の回りの事について、自ら出来る事を考え、行動するとともに、進んでまちづくりへの参加に努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、自発的かつ自律的に市民活動に関する理解を深め、その活動の発展及び促進に努めるものとする。

(市民活動団体の責務)

第5条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、自発的かつ自律的に市民参画に関する理解を深め、市民参画型社会の実現及び発展に寄与するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、基本理念にのっとり、自発的かつ自律的に自らの活動の公益性を検証するとともに、情報を市民に提供することにより、市民活動についての市民等の理解の促進に努めるものとする。

(事業者の配慮等)

第6条 事業者は、市民参画に対する理解を深めるとともに、その発展の寄与に努めるものとする。

2 事業者は、市民活動の果たす役割の重要性への理解を深めるとともに、市民活動に対する支援に配慮するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念にのっとり、市民参画が図られるよう努めるものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、市民活動を促進するための環境整備に努めるものとする。

(市民参画の対象)

第8条 市民参画の対象とする実施機関の施策は、原則として次のとおりとする。

(1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更

(2) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(3) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

2 実施機関は、前項各号に掲げる施策以外の施策についても、市民参画を図ることができる。

3 実施機関は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画の対象としないものとする。

(1) 定型的又は経常的に行うもの

(2) 軽易なもの

(3) 緊急に行わなければならないもの

(4) 市内部の事務処理に関するもの

- (5) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- (6) 市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により別に税目を起こす場合を除く。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

（市民参画の方法）

第9条 実施機関は、説明会の開催、アンケートの実施、ワークショップの開催、審議会の設置、パブリックコメントの実施等の方法により効果的な市民参画の実現に努めるものとする。

（市民参画の方法の公表）

第10条 実施機関は、できる限り早い時期に、市民参画の方法について公表するよう努めるものとする。

（留意事項）

第11条 実施機関は、市民参画の方法を実施するときは、次の事項に留意するものとする。

- (1) 効果が期待できる手法を講じること。
- (2) 市民等が幅広く参加できる手法を講じること。
- (3) 高度な専門性を有する施策にあっては、当該施策に関し深い知識を有する市民等の参加が得られるようにすること。
- (4) 地域性を有する施策にあっては、当該施策の対象となる地域の市民等の参加が得られるようにすること。
- (5) 営利を目的としたものの関与を排除すること。

（情報の提供と共有）

第12条 市民等及び市は、市民参画を推進するため、相互に情報を提供し、及び共有することに努めるものとする。ただし、情報の提供及び共有に当たっては、個人情報の保護に配慮するものとする。

2 実施機関は、市民参画を推進するため、市政に関する情報を、適切な時期に、適切な方法により市民等に提供するよう努めるものとする。

（広聴）

第13条 実施機関は、市民参画を推進するために、手紙、電子メール等による提案、質問等の受付、アンケートの実施、直接的な対話の実施等の方法により、市民等の意識の把握及び意見の聴取に努めるものとする。

（附属機関等の委員）

第14条 実施機関は、附属機関等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれらに類する合議制の組織をいう。以下同じ。）の委員を委嘱し、又は任命しようとするときは、一部又は全部の委員を公募により選出された委員（以下「公募委員」という。）とするとともに、男女比率、年齢構成、在期数及び他の附属機関等の委員との兼職状況等を勘案して選考するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、附属機関等に公募委員を含まないことができるものとする。

- (1) 法令の規定により委員の構成が定められている場合
- (2) 専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う場合
- (3) その他公募に適さない事案を取り扱う場合

（市民活動を促進するための環境整備）

第15条 市長は、市民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市民活動を促進するための環境整備に関する基本的な計画（以下「市民活動促進基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、市民活動の重要性に対する市職員の理解を促進するとともに、第7条第2項の規定に基づく環境整備として、支援における公平性及び市民活動の自律性に配慮しつつ、予算の範囲内で次の事項を実現するための施策の実施に努めるものとする。

- (1) 市民活動を促進する情報の収集及び提供
- (2) 市民活動の場の提供
- (3) 市民活動のネットワーク化の促進
- (4) その他市民活動を側面的に支援する助成制度の実施
(年次報告)

第16条 市長は、毎年、市民参画及び市民活動の状況について、市議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(下関市市民協働参画審議会の設置)

第17条 市長は、市民活動促進基本計画の策定並びに市民参画及び市民活動の状況の評価に関することについて諮問するため、下関市市民協働参画審議会(以下「協働参画審議会」という。)を附属機関として設置する。

- 2 協働参画審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募に応募した市民
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 事業者等で構成する団体の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協働参画審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。
(適用除外)

第18条 この条例の定めるところにより実施機関が市民参画の方法を実施した場合に、法令又は他の条例の規定に反することとなるときは、その反することとなる限りにおいて、この条例の規定は適用しない。

(条例の見直し)

第19条 市は、必要に応じ、この条例の見直しを行うものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に、下関市市民協働参画条例(平成15年下関市条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日以降最初に任命される委員の任期は、第17条第4項の規定にかかわらず、平成17年9月21日までとする。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下関市市民協働参画条例(平成 17 年条例第 134 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民参画の方法)

第 2 条 条例第 9 条に規定する説明会の開催に当たっては、当該説明会に係る市民参画の対象とする施策(以下「対象施策」という。)開催日時、開催場所、参加対象者、対象施策の概要等の情報を原則として当該説明会の開催の日の 1 月前までに公表するとともに、対象施策に関する資料を事前に提供するように努めるものとする。

2 前項に定める提供は、手渡し、郵送、公表等によるものとする。

3 条例第 9 条に規定するアンケートの実施、ワークショップの開催、審議会の設置、パブリックコメントの実施等については、その実施の方法、留意事項等を別に定めるものとする。

(公表の方法)

第 3 条 条例第 10 条及び第 16 条並びに前条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うよう努めるものとする。

(1) 実施機関の発行する広報誌等への掲載

(2) 担当窓口等での閲覧又は配布

(3) インターネットによる閲覧

(4) その他市長が必要と認める方法

2 公表を行った場合には、併せて報道機関への情報提供その他適切な方法により、公表した事項を市民に周知するよう努めるものとする。

(意見等への回答)

第 4 条 実施機関は、条例第 13 条に規定する市民等の意識の把握及び意見の聴取に際し、回答を要するものについては、受付期間等に別途定めがある場合を除き、受け付けた日の翌日から起算して 30 日以内に回答を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第 5 条 条例第 16 条の規定による年次報告に記載する事項は、原則として次のとおりとする。

(1) 市民参画の対象とした施策及び市民参画の方法

(2) 情報の提供と共有を行った施策

(3) 実施機関の施策の推進に関して市民から提出された意見の件数及び回答状況

(4) 条例第 14 条に規定する附属機関等における委員構成の状況

(5) 市民活動を促進するための環境整備として実施された施策

(6) 市民活動団体と協働を行った施策及び協働の方法

(7) 市内の市民活動の状況に関する事項

2 前項の年次報告は、年度終了後、できる限り早い時期に行うものとする。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。

平成18年3月発行

下関市 市民部 市民文化課

〒750-8521 山口県下関市南部町1-1

直通 0832-31-1830

FAX 0832-31-1809

E-mail skshimin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

URL <http://www2.city.shimonoseki.yamaguchi.jp/>